

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
新ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書

要約書

令和6年6月

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
泉 南 郡 熊 取 町



# 目 次

1 事業者の氏名及び住所 .....	1 - 1
2 対象事業の名称、目的及び内容 .....	2 - 1
2. 1 対象事業の名称 .....	2 - 1
2. 2 対象事業の目的 .....	2 - 1
2. 3 対象事業の内容 .....	2 - 2
2. 3. 1 事業の概要 .....	2 - 2
2. 3. 2 現在のごみ処理状況及び施設位置選定の経緯 .....	2 - 5
2. 3. 3 事業計画 .....	2 - 12
2. 4 環境保全対策の実施方針 .....	2 - 29
2. 4. 1 工事中 .....	2 - 29
2. 4. 2 供用時 .....	2 - 31
2. 5 その他の事項 .....	2 - 34
2. 5. 1 方法書からの事業計画等の主な変更点 .....	2 - 34
3 環境影響評価を実施する地域 .....	3 - 1
4 地域の概況 .....	4 - 1
4. 1 社会的状況 .....	4 - 1
4. 2 生活環境 .....	4 - 8
4. 3 自然環境 .....	4 - 9
4. 4 歴史的・文化的環境 .....	4 - 10
4. 5 気候変動適応等 .....	4 - 11
5 環境影響要因及び環境影響評価の項目 .....	5 - 1
5. 1 環境影響要因 .....	5 - 1
5. 2 環境影響評価の項目の抽出 .....	5 - 2
6 調査、予測及び評価の手法 .....	6 - 1
6. 1 現況調査 .....	6 - 1
6. 2 影響予測 .....	6 - 7
6. 3 評価 .....	6 - 12
7 現況調査、予測及び評価 .....	7. 1 - 1
7. 1 大気質 .....	7. 1 - 1
7. 1. 1 現況調査(既存資料調査及び現地調査) .....	7. 1 - 1
7. 1. 2 施設の供用に係る予測 .....	7. 1 - 26
7. 1. 3 工事の実施に係る予測 .....	7. 1 - 43
7. 1. 4 土地区画整理事業の造成工事に係る予測 .....	7. 1 - 53
7. 1. 5 評価 .....	7. 1 - 55

7. 2 水質 .....	7. 2-1
7. 2. 1 現況調査（既存資料調査、現地調査） .....	7. 2-1
7. 2. 2 土地区画整理事業の造成工事に係る予測 .....	7. 2-13
7. 2. 3 評価 .....	7. 2-19
7. 3 騒音 .....	7. 3-1
7. 3. 1 現況調査(現地調査).....	7. 3-1
7. 3. 2 施設の供用に係る予測 .....	7. 3-5
7. 3. 3 工事の実施に係る予測 .....	7. 3-14
7. 3. 4 土地区画整理事業の造成工事に係る予測 .....	7. 3-20
7. 3. 5 評価 .....	7. 3-23
7. 4 振動 .....	7. 4-1
7. 4. 1 現況調査(現地調査).....	7. 4-1
7. 4. 2 施設の供用に係る予測 .....	7. 4-4
7. 4. 3 工事の実施に係る予測 .....	7. 4-12
7. 4. 4 土地区画整理事業の造成工事に係る予測 .....	7. 4-19
7. 4. 5 評価 .....	7. 4-22
7. 5 低周波音 .....	7. 5-1
7. 5. 1 現況調査（現地調査） .....	7. 5-1
7. 5. 2 施設の供用に係る予測 .....	7. 5-5
7. 5. 3 土地区画整理事業の造成工事に係る予測 .....	7. 5-9
7. 5. 4 評価 .....	7. 5-12
7. 6 悪臭 .....	7. 6-1
7. 6. 1 現況調査（既存資料調査及び現地調査） .....	7. 6-1
7. 6. 2 施設の供用に係る予測 .....	7. 6-5
7. 6. 3 評価 .....	7. 6-7
7. 7 陸域生態系 .....	7. 7-1
7. 7. 1 陸生動物 .....	7. 7-1
7. 7. 2 陸生植物 .....	7. 7-18
7. 7. 3 淡水生物 .....	7. 7-26
7. 7. 4 陸域生態系 .....	7. 7-35
7. 8 人と自然との触れ合いの活動の場.....	7. 8-1
7. 8. 1 現況調査（現地調査） .....	7. 8-1
7. 8. 2 施設の供用に係る予測 .....	7. 8-7
7. 8. 3 工事の実施に係る予測 .....	7. 8-9
7. 8. 4 評価 .....	7. 8-11
7. 9 景観 .....	7. 9-1
7. 9. 1 現況調査（現地調査） .....	7. 9-1
7. 9. 2 施設の存在に係る予測 .....	7. 9-12
7. 9. 3 評価 .....	7. 9-18
7. 10 文化財等 .....	7. 10-1

7. 10. 1 現況調査(既存資料調査).....	7. 10-1
7. 10. 2 土地区画整理事業の造成工事に係る予測 .....	7. 10-3
7. 10. 3 評価.....	7. 10-4
<b>7. 11 廃棄物・発生土 .....</b>	<b>7. 11-1</b>
7. 11. 1 施設の供用に係る予測 .....	7. 11-1
7. 11. 2 工事の実施に係る予測 .....	7. 11-4
7. 11. 3 評価.....	7. 11-6
<b>7. 12 地球環境 .....</b>	<b>7. 12-1</b>
7. 12. 1 施設の供用に係る予測 .....	7. 12-1
7. 12. 2 工事の実施に係る予測 .....	7. 12-4
7. 12. 3 評価.....	7. 12-6
<b>7. 13 気候変動適応等（地震） .....</b>	<b>7. 13-1</b>
7. 13. 1 現況調査(既存資料調査).....	7. 13-1
7. 13. 2 施設の供用に係る予測 .....	7. 13-1
7. 13. 3 評価.....	7. 13-2
<b>8 環境保全対策.....</b>	<b>8-1</b>
<b>9 事後調査の方針 .....</b>	<b>9-1</b>
9. 1 事後調査の方針.....	9-1
9. 2 事後調査の項目の選定.....	9-1
9. 3 事後調査の内容及び手法 .....	9-4
9. 3. 1 新ごみ処理施設整備事業における事後調査.....	9-4
9. 3. 2 土地区画整理事業における事後調査 .....	9-6
<b>10 方法書に対する住民意見及び知事意見と事業者の見解.....</b>	<b>10-1</b>
10. 1 方法書に対する住民意見及び事業者の見解.....	10-1
10. 2 方法書に対する知事意見及び事業者の見解.....	10-2
<b>11 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等 .....</b>	<b>11-1</b>
<b>12 環境影響評価準備書の実施者 .....</b>	<b>12-1</b>

## 1 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：泉佐野市田尻町清掃施設組合

代表者の氏名：泉佐野市田尻町清掃施設組合 管理者 千代松 大耕

主たる事務所の所在地：大阪府泉佐野市6780番地

事業者の名称：泉南郡熊取町

代表者の氏名：熊取町長 藤原 敏司

主たる事務所の所在地：泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

## 2 対象事業の名称、目的及び内容

### 2. 1 対象事業の名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業

### 2. 2 対象事業の目的

泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下「本組合」という。）では、田尻町嘉祥寺の泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所において、泉佐野市及び田尻町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、処理能力については、焼却施設が 240 t／日、破碎施設が 50 t／日である。

また、熊取町では、熊取町大字久保の熊取町環境センターにおいて、熊取町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、処理能力については、焼却施設が 61.5 t／日、粗大ごみ処理施設が 16 t／日である。

本組合の焼却施設は、昭和 61 年 4 月の稼働開始から既に 35 年が経過し、熊取町の焼却施設についても、平成 4 年 4 月の稼働開始から既に 29 年が経過しており、補修・改良工事を行っているものの、いずれも老朽化・陳腐化が進んでおり、施設の更新が急務となっている。

このような状況のもと、本組合及び熊取町では、将来的に本組合に熊取町が一部事務組合の構成員として参画し、1 市 2 町（以下「3 市町」という。）で広域的なごみの中間処理を行うべく、新たなごみ処理施設の整備に向けて、これまでごみ処理計画の見直し、候補地選定、基本構想策定等を進めてきた。新たなごみ処理施設は、焼却施設（以下「エネルギー回収推進施設」という。）及び破碎・選別施設（以下「マテリアルリサイクル推進施設」という。）を備える施設とし、令和 14 年度の稼働を目指し整備を行うものである。

## 2. 3 対象事業の内容

### 2. 3. 1 事業の概要

事業計画の概要は表2. 3-1に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置は図2. 3-1及び図2. 3-2に示すとおり、泉佐野市中央部に位置する。

表2. 3-1 事業計画の概要

項目	内容
施設内容及び規模	エネルギー回収推進施設（焼却施設）：240 t/日（120 t/24h×2炉） マテリアルリサイクル推進施設（破碎・選別施設）：33 t/日 ストックヤード：765m <sup>2</sup>
対象事業実施区域の位置	泉佐野市日根野地内及び上之郷地内
敷地面積	約5.5ha（図2. 3-3参照）
緑化計画	敷地面積約5.5haのうち、法面部分は在来種を主体とする低木等を用いた植栽を行い、適正に緑化率を確保する予定。

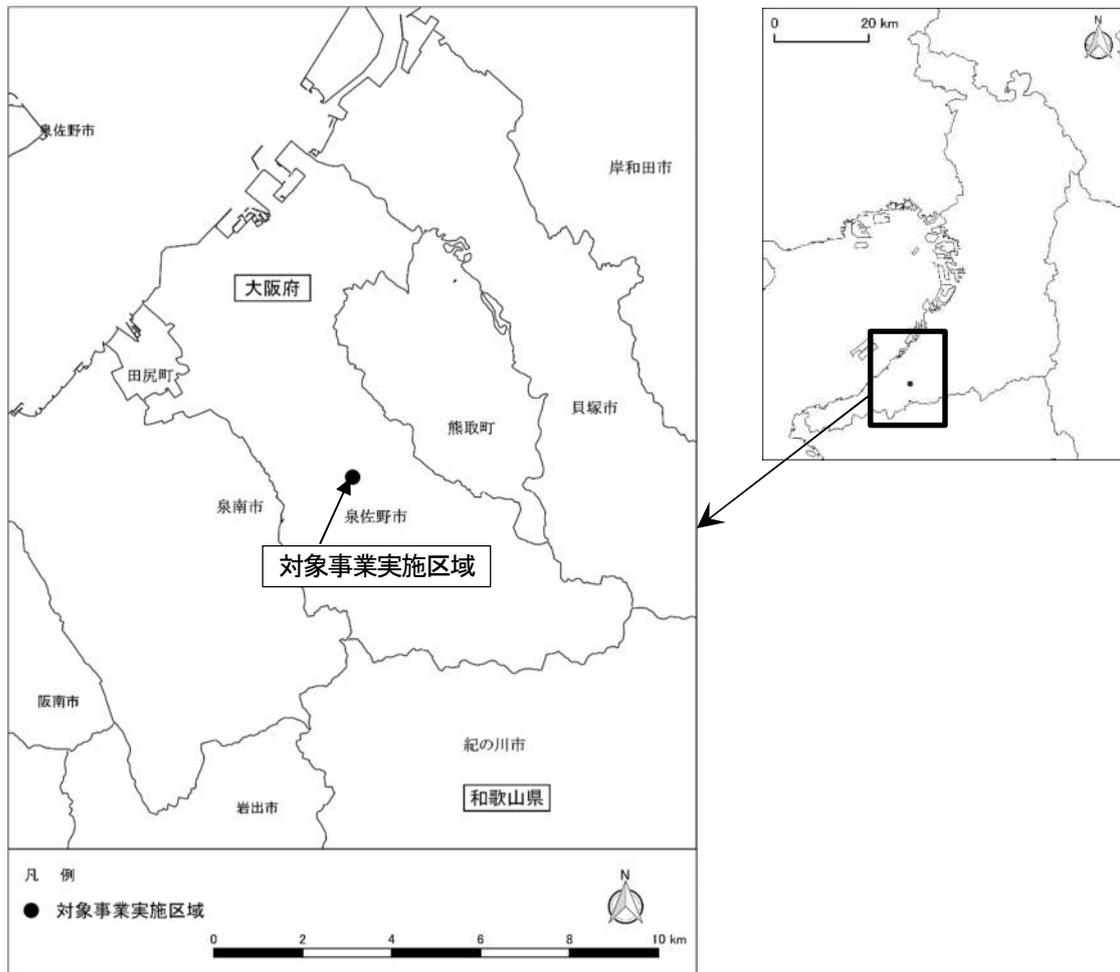
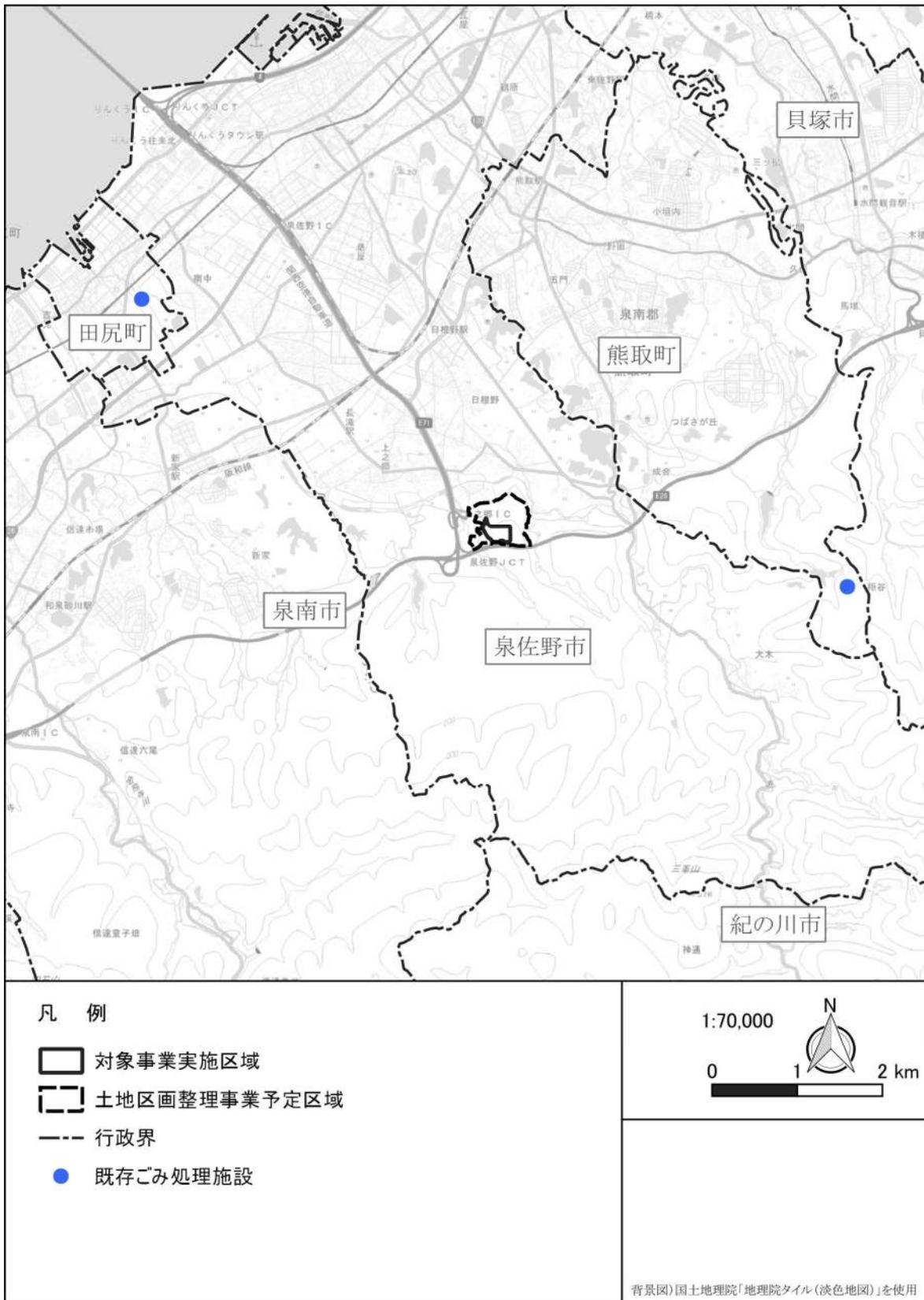


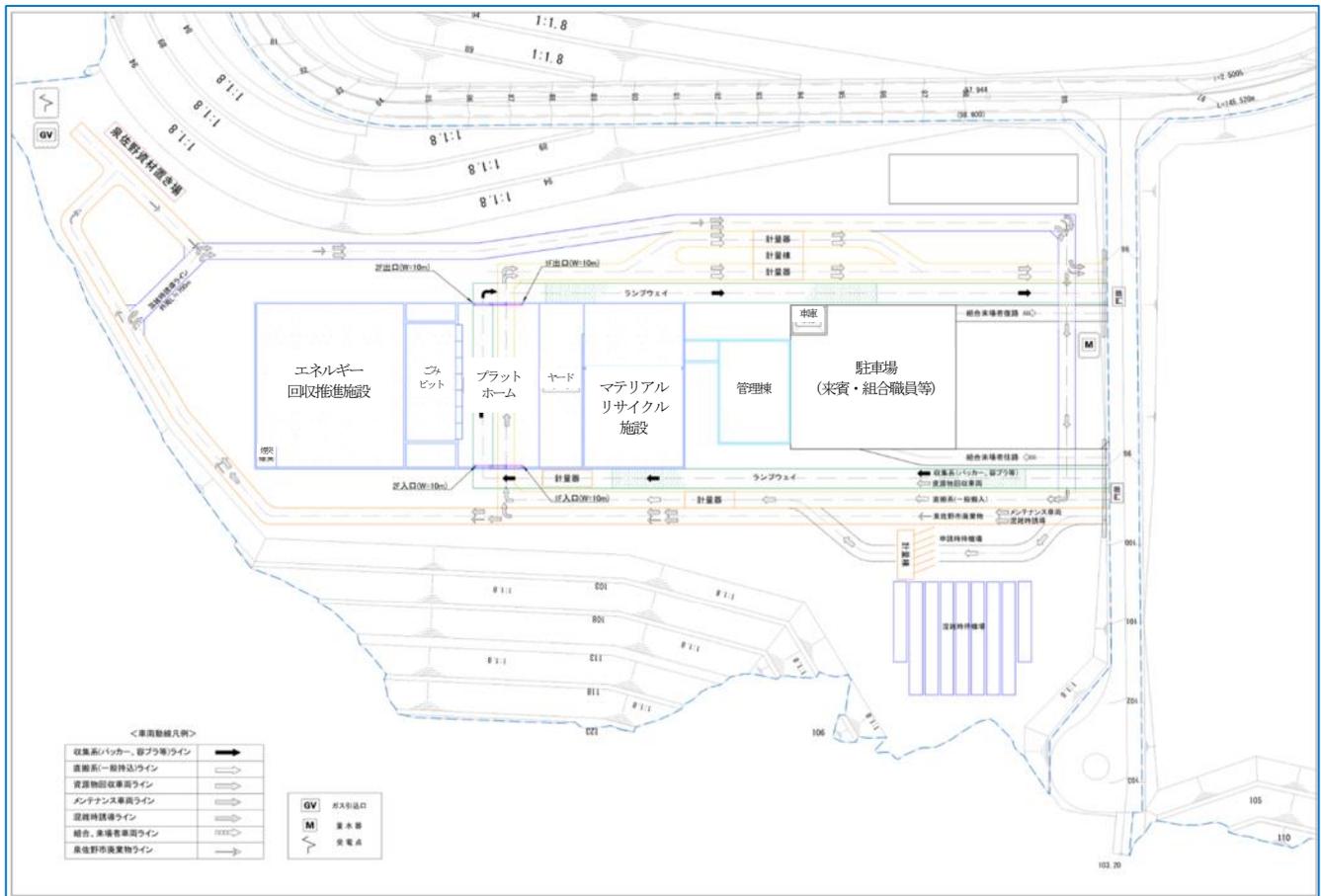
図2. 3-1 対象事業実施区域の位置（広域）



注) 対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定区域は、土地区画整理事業事業者公募参考資料(令和5年11月17日)資料3(泉佐野市)をもとに記載している。

図2. 3-2 対象事業実施区域の位置

施設配置計画（案）を図2. 3-3に示す。



備考) 令和5年度時点でアセス予測条件として検討中の図面となる。

出典) 「泉佐野市田尻町清掃施設組合 新ごみ処理施設整備事業に係る基本設計書」(令和5年3月 泉佐野市田尻町清掃施設組合)

図2. 3-3 施設配置計画（案）

## 2. 3. 2 現在のごみ処理状況及び施設位置選定の経緯

### (1) ごみ処理の状況

本組合及び熊取町では、現在、泉佐野市及び田尻町から発生する一般廃棄物を田尻町嘉祥寺にある本組合第二事業所（焼却処理能力：240 t／日）にて、熊取町から発生する一般廃棄物を熊取町大字久保にある熊取町環境センター（焼却処理能力：61.5 t／日）にて、それぞれ処理を行っている状況である。

表2. 3-2に3市町における現在の施設の概要を示す。

表2. 3-2 3市町における一般廃棄物処理施設の概要

名称	泉佐野市田尻町清掃施設組合 第二事業所	熊取町環境センター
所在地	田尻町嘉祥寺 290 番地 1	熊取町大字久保 2983 番地 1
施設	焼却施設 破碎施設 (ストックヤード、不燃物残さ選別施設を含む。)	焼却施設 粗大ごみ処理施設 選別施設 ストックヤード施設
稼働開始	焼却施設：昭和 61 年 4 月 破碎施設：昭和 58 年 4 月	全施設：平成 4 年 4 月
処理方式	焼却施設：全連続燃焼式ストーカ式 破碎施設 形式：横軸回転式 選別方式：鉄分、不燃分、可燃分（機械選別）	焼却施設：全連続燃焼式流動床炉 粗大ごみ処理施設：破碎・圧縮併用処理 選別施設：鉄分磁選機、アルミ選別機
処理能力	焼却施設：240t/日 (80t/24h × 3 炉) 破碎施設：50t/日 (50t/5 h)	焼却施設：61.5t/日 (61.5t/24h × 1 炉) 粗大ごみ処理施設：16t/日 (16t/5 h) 選別施設：鉄分磁選機：4.5t/日 (4.5t/5 h) アルミ選別機：2.5t/日 (2.5t/5 h)

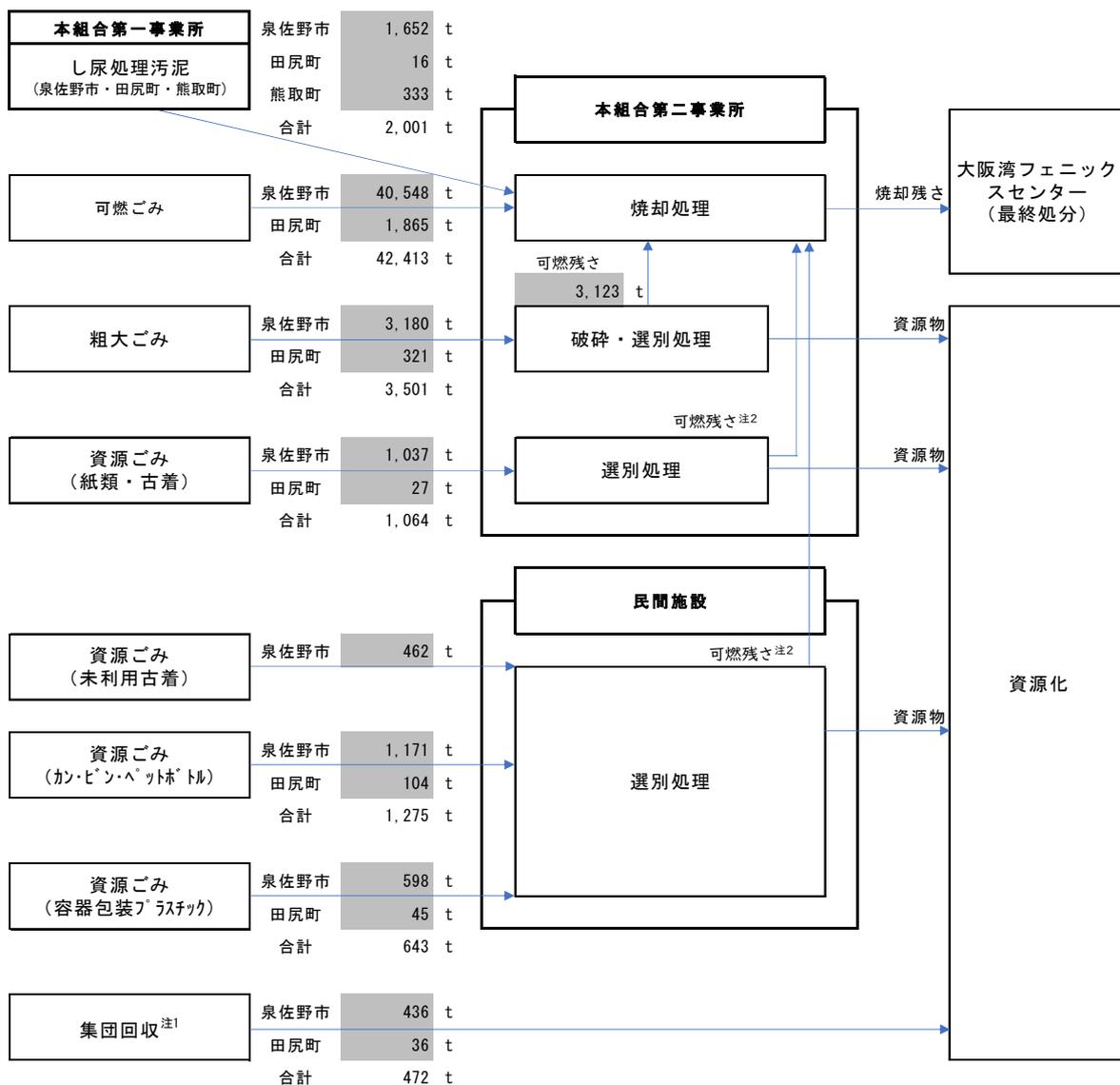
## (2) 現状のごみ処理フロー

### 1) 泉佐野市及び田尻町

図2. 3-4に、泉佐野市及び田尻町における現在のごみ処理フローを示す。

泉佐野市及び田尻町のごみは、可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの3種に大別される。泉佐野市及び田尻町において排出された可燃ごみ、粗大ごみ及び紙類・古着は、種別ごとに収集され本組合第二事業所で中間処理される。未利用古着、カン・ビン・ペットボトル及び容器包装プラスチックは、民間の中間処理施設にて資源化され、処理後の残さは大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾フェニックスセンター」という。）で最終処分される。

なお、泉佐野市及び田尻町のうち、独自で一般廃棄物処理施設を有し事業系一般廃棄物の処理を行っている関西国際空港エリアにおける処理については、対象としていない。



注1) 泉佐野市：紙類・金属類、その他布類、田尻町：牛乳パック、ペットボトル

注2) 選別処理後の可燃残さの合計量は、298tである。

図2. 3-4 泉佐野市及び田尻町におけるごみ処理フロー（令和4年度）

## 2) 熊取町

図2. 3-5に、熊取町における現在のごみ処理フローを示す。

熊取町において排出された可燃ごみ、粗大・不燃ごみ、かん類及び紙・布類は、種別ごとに収集され、環境センターで中間処理される。ペットボトル、プラスチック製容器包装及びびん類については、民間の選別施設にて資源化される。中間処理後の残さは、大阪湾フェニックスセンターにおいて最終処分される。

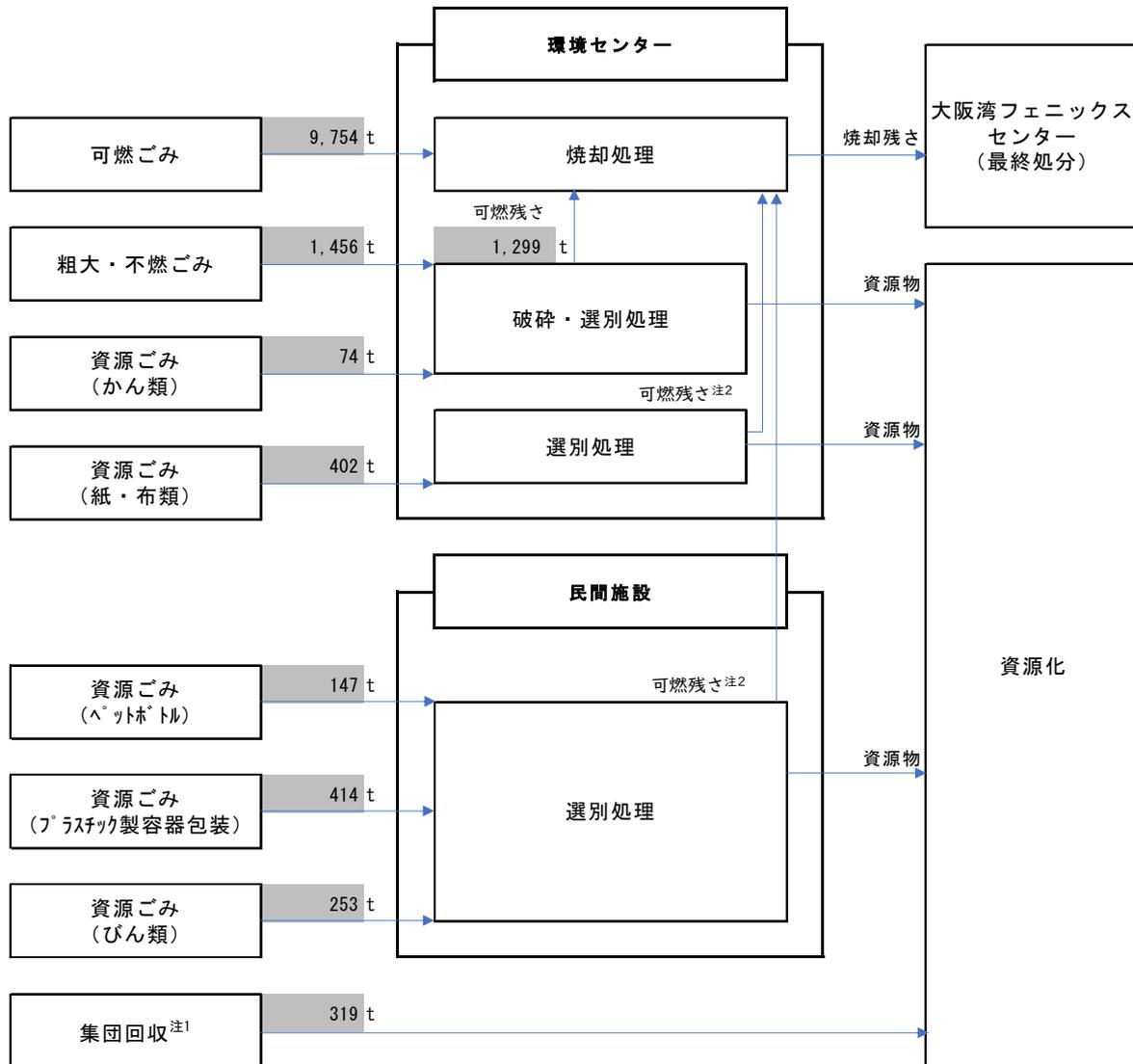


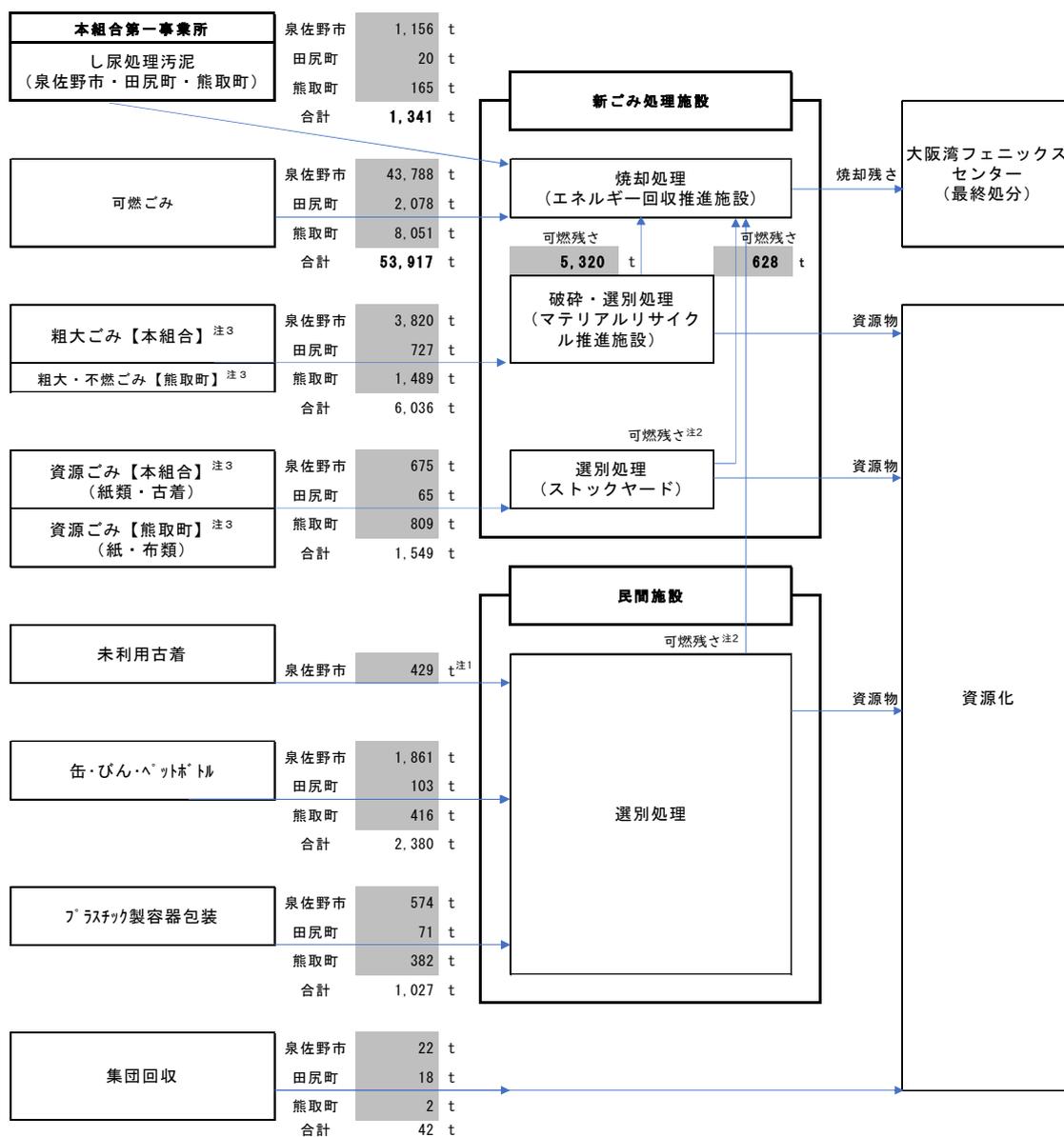
図2. 3-5 熊取町におけるごみ処理フロー (令和4年度)

### (3) 将来のごみ処理フロー

図2. 3-6に、3市町における将来（令和14年度時点）のごみ処理フローを示す。

図2. 3-4に示す組合の現状の処理の流れを踏襲し、3市町において排出された可燃ごみ、粗大・不燃ごみ及び紙・布類は、種別ごとに収集され、新ごみ処理施設で中間処理される予定である。缶、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、民間の選別施設にて資源化され、中間処理後の残さについては、大阪湾フェニックスセンターにおいて最終処分される予定である。また、本組合第一事業所では泉佐野市及び田尻町のし尿処理を行っており、し尿処理汚泥の焼却を本組合第二事業所で行っている。令和3年度からは熊取町分のし尿を事務の委託により本組合第一事業所で受入れており、本組合第二事業所において3市町のし尿処理汚泥の処理を実施している。将来のごみ処理フローは、今後の施設詳細設計により詳細を決定する予定である。

なお、将来のごみ処理量については、3市町における過去のごみ排出量実績値（平成26年度から令和4年度）をもとに1人1日当たりの排出量を推計式により算出し、これに将来予測人口を乗じることで算出した。



注1) 未使用古着の収集は泉佐野市のみで実施しており、総排出量は過去5年間の実績平均値より429tとした。

注2) 選別処理後の可燃残さ量の合計は令和14年度予測値より628tとした。

注3) 将来の分別区分及び呼称は未確定のため、現況（上段：本組合、下段：熊取町）で表記している。

備考) 端数処理の関係から合計値が合わない場合がある。

図2. 3-6 3市町における将来（令和14年度時点）のごみ処理フロー

#### (4) 施設位置選定の経緯

現在稼働中のごみ処理施設は、本組合第二事業所が昭和61年に、熊取町が平成4年に焼却施設が供用開始し、両施設ともに老朽化が進行していることから、早急な新ごみ処理施設の整備が必要となっている。両既存ごみ処理施設においては、今後の延命化を含めた稼働可能期間（各施設において令和13年度（2031年度）時点で本組合第二事業所においては稼働後45年、熊取町においては稼働後39年となる）を勘案して、新ごみ処理施設の供用開始を令和14年度（2032年度）の目標とした。

また、新ごみ処理施設の建設予定地の選定に当たっては、平成27年4月から平成28年3月に本組合で実施した「次期ごみ処理施設整備事業に伴う立地アセスメント」により、まず、ごみ搬出市町区域の中から①法規制により立地が不可能なエリア、②社会通念上、施設の立地に理解が得られないエリア、③地形・地理的条件から立地が好ましくないエリア、④生活環境保全上、立地が好ましくないエリアを非適地エリアとして選定し、その非適地エリアを除く範囲の地域から、①地理的条件（敷地面積、地形特性）、②土地利用の状況（住宅の密集地域でないこと）、③周辺環境（周辺に保全対象となる施設がないこと）、④周辺道路の状況を抽出条件として、10ヶ所のごみ処理施設の建設候補地の1次選定を行った。

その後、1次選定を行った建設候補地より2次選定として①地理的条件（敷地面積、地形特性）、②土地利用条件（現状における土地利用の状況）、③用役要件（用水利用）、④周辺環境（周辺民家の状況、公共施設等の状況、水道水源の分布）、⑤周辺道路（取付道路の施工性、取付道路の延長）、⑥その他（法規制の状況、土地取得の実現性）において条件調査を行い、実現性の高い4ヶ所を候補地として絞り込みを行った。

その4ヶ所の候補地において2次選定を行った項目に①活断層の状況、②概算工事費用、③収集運搬の効率、④拡張性（災害廃棄物の受入れ）を検討項目に加え、絞り込みを行った4ヶ所の候補地に対し優先順位を付けた3次選定が行われ、「上之郷」が第1候補地となり、「りんくう往来北」が第2候補地となった。

また、泉佐野市は、ごみ処理の広域化に向けて、同じようにごみ処理施設が老朽化している熊取町に対して、平成26年度より新ごみ処理施設への参画の打診を行ってきた結果、平成30年2月に、今後、ごみ処理施設の長寿命化・延命化を図りながら1町単独でごみ処理を行っていくよりも、ごみ処理の広域化により集約化を図ることで、財政的な負担の軽減の観点からもメリットがあることから、熊取町の新ごみ処理施設への参画が正式に表明されたことにより、3市町による新ごみ処理施設の建設を本格的に推進することとなった。

その後、組合においては、施設の建設に当たり「周辺環境にやさしい施設」、「ごみのもつエネルギーを最大限活用する施設」及び「経済性に優れた施設」等を目標とし、平成31年3月に「新ごみ処理施設整備基本構想」の策定を行い、さらに令和3年3月には、施設の基本的な方針や内容をより具体的に取りまとめた「新ごみ処理施設整備基本計画」（以下「整備基本計画」という。）を策定している。

「新ごみ処理施設整備基本計画変更書（泉佐野市・田尻町・熊取町）令和4年12月」（以下「変更計画書」という。）では、これまでの立地アセスにおける3次選定候補地となった4か所に周辺住民の意見を踏まえて決定した新事業候補地を加えた5か所にて3次選定の再選定評価が行われ、表2.3-3に示す再選定評価一覧のとおり、「日根野地内及び上之郷地内」が第1候補地として選定されている。

表 2. 3-3 再選定評価一覧（3次選定）

位置		りんくう 往来北	上之郷・ 日根野	日根野	上之郷	日根野・ 上之郷 (現計画位置)
施設 諸元	処理方式	ストーカ等				
	施設規模	焼却施設 235 t/日・破砕施設 23t/5h				
地理 条件	敷地面積	△	○	◎	◎	◎
	地形特性	◎	◎	△	△	◎
土地利用		○	○	◎	◎	◎
用役 条件	用水利用	◎	○	△	○	◎
周辺 環境	周辺民家等	◎	△	○	○	○
	公共施設等	○	◎	○	◎	◎
	水道水源の 分 布	◎	◎	△	◎	◎
周辺 道路	取付道路の 施工性、取付 道路延長	◎	○	△	○	◎
その 他	その他の 法規制	△	△	○	△	◎
	活断層等	△	◎	◎	◎	◎
	土地取得の 実現性	◎	△	◎	◎	◎
	造成工事の 施工性	◎	○	△	○	◎
概算工事費		◎	○	△	○	△
収集運搬効率		○	◎	△	○	○
拡張性		△	△	△	◎	◎
総合順位 <sup>注)</sup>		3	4	5	2	1

出典) 変更計画書より作成

注) 評価方法：◎3点、○2点、△1点

### (5) 土地区画整理事業

対象事業に先行して泉佐野市が実施する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）は、泉佐野市の新たな産業拠点を形成し、以って地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進めることを目的として、令和10年度の使用収益開始を目指し実施する事業である。

事業用地は、以前に大阪府において産業集積化が計画された旧コスモポリス用地の未整備部分 33.4ha を予定しているが、これは、泉佐野市において現在インバウンドを中心に観光産業を主要とした地域振興施策を進めているなか、関西国際空港に直結している二次交通網が整備されるなど立地の優位性が注目され、近年、産業用地としての需要が高まってきていることによる。なお、土地区画整理事業における事業予定を表 2. 3-4 に、事業計画を表 2. 3-5 に示す。

また、事業を実施するにあたり、土地区画整理事業は、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例における環境影響評価の対象事業とはならないが、事業予定地の中には、森林等が存在していることから、新ごみ処理施設における環境影響評価と連携をとりながら、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていく予定としている。

土地区画整理事業における土地利用計画を図 2. 3-7 に示す。



## 2. 3. 3 事業計画

### (1) 施設整備に係る基本方針

新ごみ処理施設は、周辺環境への配慮を最も重視し、さらに安全・安定的な処理の確保、エネルギーの最大活用、循環型社会への寄与などを考慮し、整備基本計画に示す以下の基本方針に基づいて整備する。

#### 方針Ⅰ 周辺環境にやさしい施設

周辺への環境負荷を最大限低減するとともに、省エネルギーでごみ処理を行うことができる施設とする。また、公害の発生を防止するとともに、適正な運転を行っていることを明らかとするため、運転状況等を公開することとする。

#### 方針Ⅱ 関連市町のごみを安全・安定的に処理できる施設

ごみ処理を安全に、安定的に継続して処理できる信頼性の高い施設とする。また、りんくうタウンや観光業からの事業系ごみについては、削減努力を行っていく必要があるが、増加する懸念もあり、これについても安定的に処理が可能な施設とする。

#### 方針Ⅲ ごみのもつエネルギーを最大限活用する施設

ごみ処理に伴って発生するエネルギーを積極的に回収し、発電等による有効利用を図る。また、発電を行い、場内利用することで化石燃料の使用を抑制し、温室効果ガスの排出抑制に配慮する施設とするとともに、自立型の地域のエネルギー拠点となりうる施設とする。

#### 方針Ⅳ 循環型社会に寄与する施設

循環型社会をリードする地域の拠点とし、ごみ処理過程で発生する素材等を資源化、再利用できる、循環資源の有効利用に寄与する施設とする。

また、将来の循環型社会形成に向けた環境学習を推進するとともに、ごみ処理に関する情報発信を行うことで、住民の意識向上に資する施設とする。

#### 方針Ⅴ 災害に強い施設

これまでの大災害の教訓を踏まえ、地震等の対策を行い、避難所として活用する。

#### 方針Ⅵ 経済性に優れた施設

将来的にごみ処理コストを抑制していくことが重要であり、建設時のインシヤルコストに加え、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮した施設とする。

## (2) 事業（施設）の規模

エネルギー回収推進施設の施設規模は、可燃ごみを対象とする計画年間処理量、災害発生時の災害廃棄物処理のための余剰能力、その他要因（泉佐野市における今後の宿泊施設整備により発生する事業系可燃ごみの増加、泉佐野丘陵地区と熊取町西地区における区画整理事業に伴い流通・産業機能の拠点が整理されることによる事業系ごみの増加、泉佐野市日根野における大規模開発に起因した家庭系ごみの増加）を考慮し、240 t/日（120 t/日×2炉）で計画している。

また、マテリアルリサイクル推進施設の規模は、不燃ごみ・粗大ごみ・製品プラスチックごみを対象とする計画年間処理量や計画月最大変動係数を考慮し、33 t/日を計画している。

施設概要及び施設規模を表2. 3-6及び表2. 3-7に示す。

表2. 3-6 (1) 施設等の概要

項目	内容
種類	エネルギー回収推進施設
処理方式	ストーカ式焼却炉
施設規模（処理能力）	240 t/日（120 t/日×2炉）
エネルギー回収率（目標）	21%以上 （目標発電出力：5,833 kW（2炉運転）、目標発電量：約37GWh/年）
計画地盤高	平均地盤高99.75m （粗造成面の基盤高FH=99.0mに対して、排水勾配0.5%の場内盛土造成後の敷地中央部の地盤高）
煙突高さ <sup>注</sup>	GL+59m
処理対象物	可燃ごみ（一般廃棄物、災害廃棄物）
稼働日数・時間	290日・24時間
煙突吐出速度（想定値） <sup>注</sup>	約23m/s

表2. 3-6 (2) 施設等の概要

項目	内容
種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設規模（処理能力）	33t/日
稼働日数・時間	244日（平均5時間～最大8時間（9時～17時））

表2. 3-7 施設規模（エネルギー回収推進施設）の内訳

項目	区分	施設規模	備考
①可燃ごみ（平時）	3市町	212.1t/日	平時の施設規模
②災害廃棄物（可燃ごみ）	3市町	21.2t/日	災害時の要施設規模 =①×10%
③上記計（①+②）	3市町	235t/日 (>233.3t/日)	①+②=233.3t/日
④その他の増加要因による可燃ごみ	泉佐野市	5t/日	泉佐野市内のその他の増加要因による、可燃ごみの伸びを考慮したもの
⑤施設規模（③+④）	合計	240t/日	240t/日を採用する

### (3) 環境保全目標

新ごみ処理施設における環境保全目標は次のとおりである。

#### 1) 大気

施設基本設計書の中で近年の類似施設における排ガス自主管理基準値の設定状況の把握、並びに本計画施設についてのメーカーアンケートを実施し、最新の技術動向を踏まえた排ガス処理方式の検討と自主管理基準値を設定した。

#### ア 排ガスの環境保全目標

煙突から排出される排ガス排出基準を表2. 3-8に示す。

排ガス排出基準値（自主管理基準値）は、各種法律に基づく法規制値を遵守した上で、設定するものである。具体的には、本組合第二事業所及び環境センターにおける自主管理基準値や近年稼働している同規模焼却施設での自主管理基準値の設定状況並びに新ごみ処理施設において想定される煙突の高さや排ガスを勘案して法規制値と同等又はより厳しい数値で設定している。

なお、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）において定めている大気汚染物質については、該当する有害物質の排出がある場合には、実施設計諸元により算定される排出基準に従い施設設置の届けを行う予定である。

次項イに示す通り、本計画施設と類似する全国の焼却施設における排ガス自主管理基準値と煙突の高さ等の設定状況を把握したうえで、本焼却施設の排ガスの地域規制や計画煙突高さ（GL+5.9m）を考慮し、近年の大気汚染防止技術の動向等を踏まえて煙突排出ガスの諸元とすべき濃度を精査した結果を表2. 3-8に示している。

表2. 3-8 排ガスの環境保全目標（エネルギー回収推進施設）

項目	法規制値	自主管理基準値 <sup>注1)</sup>
ばいじん	0.04g/Nm <sup>3</sup> 以下 (大気汚染防止法)	0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下
塩化水素	約430ppm以下 (大気汚染防止法)	30ppm以下
硫黄酸化物	約370ppm K値規制 K値=1.75 <sup>注2)</sup> (大気汚染防止法)	50ppm以下
窒素酸化物	250ppm以下 (大気汚染防止法)	50ppm以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 (ダイオキシン類対策 特別措置法)	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下
水銀等	30μg/Nm <sup>3</sup> 以下 (大気汚染防止法)	30μg/Nm <sup>3</sup> 以下

注1) 上記数値は、2炉構成における1炉毎の値である。いずれの項目も酸素濃度12%の状態に補正した濃度である。自主管理基準値は、基本設計書案における計画値である。

注2) K値規制とは地域ごとの着地濃度規制の際に設定する係数である。本事業計画地はK値1.75と定められており、今後の事業者決定後の実施設計にて確定する有効煙突高・煙突出口径や排出ガス量等から、排ガス濃度規制値（ppm）が定まるが、基本設計書案においては、エネルギー回収推進施設規模（240t/日）に対して、排出ガスの条件（実煙突高さ59m、排出ガス量（2炉分）を64,400Nm<sup>3</sup>/h等）で想定し、硫黄酸化物濃度の約370ppmを仮算定した。

出典「新ごみ処理施設整備事業に係る施設基本設計書案」（泉佐野市田尻町清掃施設組合）

## イ 類似施設における排ガス自主管理基準値の設定状況の検討

全国の焼却施設（全連続式ストーカ炉）における建設実績及び建設中の事例に関して、煙突の高さ（一部で建屋高さ）の判明しているものを、排ガス自主管理基準値とともに整理した。

整理した事例のうち、航空法（昭和27年法律第231号）による航空障害灯や昼間障害標識の設置が不要になる煙突の高さ（60m未満）は55件中30件（約55%）であった。

一般的には、ダウンドラフト抑制の観点から煙突高/建屋高比は2.5倍以上が好ましいとされてきたが、事例調査の結果煙突高/建屋高比が2.5倍未満の施設の割合は、約6割であった。

排ガスの自主管理基準値については、窒素酸化物（NOx）及び塩化水素（HCl）と煙突の高さの関係はやや不明瞭であるが、K値規制により総量規制に従い排ガス量と有効煙突高を定めることとなる硫黄酸化物（SOx）については、K値や自主管理基準値が厳しい施設ほど煙突の高さが高くなる傾向にあった。

以上を踏まえつつ、計画ごみ質を条件とするメーカーアンケート回答による排ガスの環境保全目標値の実現可能性を勘案して、前出アに示した排ガス自主管理基準値を設定している。

## 2) 水質

プラント排水は、給水量削減、有効利用の観点から、施設内で循環利用を図る方針であり、生活排水や余剰な排水については下水道放流を行う計画としている。また、排水量については、新ごみ処理施設の計画規模を想定して10t/日未満を想定している。

また、下水道への排水水質については、表2. 3-9に示す下水道排除基準（30m<sup>3</sup>/日未満）を環境保全目標として遵守のうえ放流するものとしている。

表2. 3-9 環境保全目標（泉佐野市下水道排除基準）

項目	単位	排水基準
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下
シアン化合物	mg/L	1以下
有機燐化合物	mg/L	1以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下
テトラメチルチウラムジスルフィド （チウラム）	mg/L	0.06以下
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -S-トリアジン（シマジン）	mg/L	0.03以下
S-4-クロロベンジル	mg/L	0.2以下
=N,N-ジエチルチオカルバマート（チオベンカルブ）	mg/L	0.1以下
ベンゼン	mg/L	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下
ほう素含有量	mg/L	10以下
ふっ素化合物	mg/L	15以下
ダイオキシン類	pg TEQ/L	10以下
フェノール類	mg/L	5以下
銅	mg/L	3以下
亜鉛	mg/L	2以下
鉄（溶解性）	mg/L	10以下
マンガン（溶解性）	mg/L	10以下
クロム	mg/L	2以下
BOD	mg/L	—
SS	mg/L	—
n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5以下
鉱物油	mg/L	30以下
動植物油	mg/L	30以下
水素イオン濃度（pH）	—	5.1以上8.9以下
窒素含有量	mg/L	—
リン含有量	mg/L	—
アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量	mg/L	—
温度	℃	45
ヨウ素消費量	mg/L	220
色又は臭気	—	放流先で支障をきたさないこと

出典）公共下水道へ接続の工場・事業場（泉佐野市ホームページ）排除基準（排水基準）を一部加工。  
<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/jogesuidokyoku/jogesui/menu/1380170657332.html>

### 3) 悪臭

対象事業実施区域は、市街化調整区域に該当する（土地区画整理事業における粗造成工事実施後も同じ）。

大阪府では、特定悪臭物質の排出濃度、もしくは臭気指数のいずれかの規制基準が適用されている。事業候補地が位置する泉佐野市においては、臭気指数による規制を適用している（敷地境界線における1号基準は臭気指数10以下、気体排出口における2号基準は排出口の高さにより臭気排出強度等が規制される）。

新ごみ処理施設においては、同規制基準を遵守するものとする。

表 2. 3-10 環境保全目標（悪臭）

敷地境界線における規制基準 (第1号規制)	臭気指数10以下
気体排出口における規制基準 (第2号規制)	(1) 排出口高さ15m以上の場合 指標：排出口の高さに応じた臭気排出強度 <sup>注1)</sup> 注1) 臭気排出強度 (m <sup>3</sup> N/min) = 臭気濃度 × 排出ガス流量 (m <sup>3</sup> N/min) (2) 排出口高さ15m未満の場合 指標：臭気指数 <sup>注2)</sup> 注2) 臭気指数 = 10 × Log <sub>10</sub> (希釈倍数)

### 4) 騒音・振動

対象事業実施区域は、市街化調整区域に該当する（土地区画整理事業における粗造成工事実施後も同じ）ため、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び関連条例等により、騒音は第2種区域の規制基準並びに振動は第1種区域の規制基準を環境保全目標とする。

新ごみ処理施設においては、同規制基準を遵守するものとする。

表 2. 3-11 騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (午前6時から 午前8時まで)	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	夕 (午後6時から 午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の 午前6時まで)
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB

表 2. 3-12 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前6時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	60dB	55dB

#### (4) 関係車両の主要運行ルート計画

##### 1) 新ごみ処理施設整備時における将来の運行ルート

###### ア ごみ収集車両・持込車両

新ごみ処理施設についての運搬ルートを図2. 3-8に示す。

将来の運搬ルートは、泉佐野方面、田尻町方面、熊取町方面からそれぞれ集約し、空港連絡道路沿いの国道481号を主ルートに上之郷IC北側付近の進入道路を経て対象事業実施区域にアクセスするルートを使用する計画である。

なお、新ごみ処理施設での車両の搬入可能時間帯は、5:00~16:00となる。

###### イ その他関係車両

ごみ収集・持込車両以外の関係車両としては、焼却残渣運搬車両や資源物回収車両、組合職員や施設運転職員の通勤車両、施設見学を含む外来者車両等が想定される。これら関係車両の運行ルートとしては、空港連絡道路沿いの国道481号を主ルートに上之郷IC北側付近の進入道路を経て対象事業実施区域にアクセスするルートを使用する計画である。

##### 2) 将来の関係車両台数の推計

###### ア ごみ収集車両・持込車両

将来の新ごみ処理施設へのごみ収集車両及び持込車両の運搬台数は、既往の2ヶ所のごみ処理施設別に各ごみ処理施設での年間ごみ搬入量を年間ごみ搬入台数で除して算出した車両1台当たり平均のごみ積載重量の実績値が将来も一定であると仮定して、実績に対する将来(計画目標年次:令和14年度)のごみ量の変化及び計画搬入日数を勘案して推計した。推計には、近年の社会経済の推移による変化を考慮して、過去3ヶ年(令和2年度から令和4年度)の実績値から、日最大台数を記録した令和2年度の値を用いた。推計結果を表2. 3-14に示す。

推計の結果、ごみ量の実績値と比べ将来ごみ量予測では、本組合及び熊取町ともに減少し、新組合(本組合と熊取町の合計に相当)における日最大運搬台数は773台/日に減少すると推計した。

将来の日最大運搬台数773台/日を用いて検討した、運行ルート別の推定運搬台数を図2. 3-8に示す。

運行ルート別にみると、泉佐野市及び田尻町方面から国道481号を南下する車両は650台/日(熊取町方面も含む)、府道日根野羽倉崎線を南下する車両は41台/日、府道日根野羽倉崎線を北上して国道481号に合流する車両は82台/日と推定される。

なお、土地区画整理事業による造成地を利用する車両のうち、対象事業以外の関係車両は、612台/日の通行台数が想定されている。これらは、国道481号を経由する通行ルートを使用する予定である。

表2. 3-13 ごみ搬入車両台数の実績と将来台数の設定

年度		日最大数(台/日):発生月		
		①本組合 (泉佐野市・田尻町)	②熊取町	新組合(=①+②)
実績	令和2年度	523台/日:12月	315台/日:12月	838台/日:12月
	令和3年度	450台/日:12月	293台/日:5月	743台/日 (現組合:12月、 熊取町:5月)
	令和4年度	483台/日:12月	286台/日:5月	769台/日 (現組合:12月、 熊取町:5月)
	上記3ヶ年平均	485台/日	298台/日	783台/日
将来台数の設定		528台/日	245台/日	773台/日

備考) 将来台数は、ごみ搬入車両による環境影響の予測においては、直近の過去3ヶ年の実績から運搬台数の日最大数(合計)が最も大きい令和2年度の実績をもとに設定した(表2. 3-14参照)。

表2. 3-14 将来台数の推計根拠

項目	単位	実績（令和2年度）			将来推計（令和14年度）				
		本組合		熊取町	本組合		熊取町	新組合 1市2町	
		泉佐野市	田尻町		泉佐野市	田尻町			
収集	年間搬入量	t/年	29,731	1,617	9,458	28,262	1,547	8,216	-
			31,348			29,809			
	1台1回当たり 平均搬入重量 <sup>注1</sup>	t/台・回	0.70		0.78	0.70		0.78	-
	年間搬入台数 <sup>注2</sup>	台/年	44,419		12,090	42,585		10,534	-
日最大搬入台数 <sup>注3</sup>	台/日	187		47	180		41	221	
直搬	年間搬入量	t/年	15,576	798	2,939	16,058	632	2,193	-
			16,374			16,690			
	1台1回当たり 平均搬入重量 <sup>注1</sup>	t/台・回	0.38		0.10	0.38		0.10	-
	年間搬入台数 <sup>注2</sup>	台/年	42,450		28,832	43,922		21,930	-
日最大搬入台数 <sup>注3</sup>	台/日	336		268	348		204	552	
年間日最大搬入台数 (収集系+直搬系)		台/日	523		315	528		245	773

注1) 年間搬入量（令和2年度）を、年間搬入台数（令和2年度）で除することにより算出した。

注2) 令和2年度は実績値、令和14年度は、年間搬入量を1台1回当たり平均搬入重量で除することにより算出した。

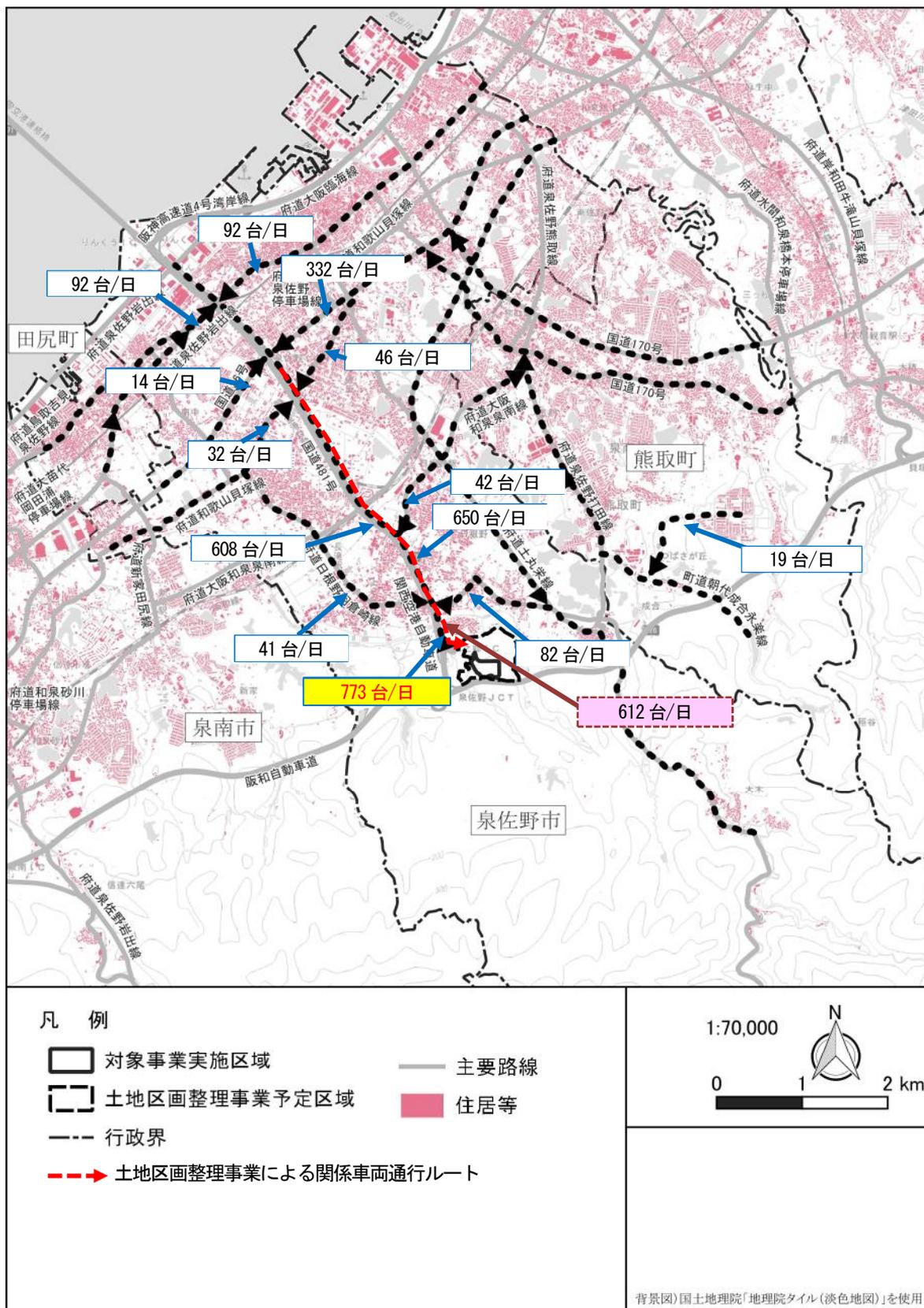
注3) 令和2年度は、年間日最大（収集系車両と直搬系車両の合計）となる12月28日の収集系車両及び直搬系車両の搬入台数の実績値である。令和14年度は、令和2年度実績値を年間搬入台数の令和2年度実績値と令和14年度予測値であん分した。

### イ その他関係車両

ごみ収集車両・持込車両を除く新ごみ処理施設におけるその他の関係者車両の台数を表2. 3-15に示す。これら車両については、主に国道481号を経由する通行ルートを使用する予定である。

表2. 3-15 その他関係車両の将来運行台数の設定

種別	車種	運行時間	日最大台数 (台/日)
①焼却残渣運搬車両	10tダンプ車	8:00～15:30	4
②資源物回収車両	4t平ボディ車	9:00～17:00	1
	10tダンプ車		1
③組合職員用通勤車両 (下記の施設運転員除く)	乗用車	8:00～18:00	15
④施設運転員通勤車両	乗用車	8:00～18:00	67
⑤外来者車両 (施設見学者等を含む)	乗用車	9:00～17:00	50
	バス		4



備考) 各ルートの台数は、設定した将来のごみ搬入車両台数をもとに地区別の人口比率で算出した推定値。

図2. 3-8 新ごみ処理施設の収集車の運行ルート及び土地区画整理事業関係車両の通行ルート

## (5) 環境配慮の内容

事業計画の策定において、事業計画に反映した環境配慮項目とその事項及び環境配慮の内容、また、選定しなかった項目はその理由を整理し、表2. 3-16に示す。

表2. 3-16 (1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
1 基本的事項		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	本事業の実施にあたっては、大阪府、泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市の環境計画における方針・目標等との整合を図り、環境への負荷低減に努める。
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	事業計画の施設計画・設計段階において、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した規模、意匠、色彩とする計画とする。
対象事業実施区域の下流域及び周辺地域において、上水取水池、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画施設からの排水等は外部へ流出しない下水道接続の計画であり、本事業で汚染物質が漏洩する可能性はないことから環境配慮事項として選定しなかった。
1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業では土地の変更や樹木の伐採等は行わない。しかし、先行して工事が行われる土地区画整理事業においては、造成工事によって土地の変更や樹木が伐採され、周辺の陸生動物の生息環境が変化する可能性があることから選定した。
対象事業実施区域内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	工事による発生土は、場内で再利用し切土・盛土のバランスを図る。
2 循環		
2-1 資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努める。また、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととする。</li> <li>・施設供用に伴い発生する廃棄物はリユース・リサイクルの促進により発生量の減量に努め、上記同様に適正な処理・処分を行う。</li> </ul>
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	○	建屋・プラントの設計は、解体時の分別が容易となる構造・材料とし、建設材料については、分離しやすく再生利用しやすい材料を用いる計画とする。

表 2. 3-16 (2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
2-2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	○	本事業においては、施設場内に降った雨の一部を回収・貯留し、敷地内の緑地への散水、廃棄物収集運搬車両や場内設備等の洗浄水に使用すること、プラント排水は、施設内で循環利用を図ることで、効率的な水利用を図る。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋屋根部及び場内舗装部の雨水は上記の通り再利用を行う。</li> <li>・場内舗装は透水性舗装の使用の可否について検討するとともに、無舗装の外構植生部は地下浸透による地下水涵養能力の保全に努めた施設計画・設計とする。</li> </ul>
3 生活環境		
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業におけるごみ収集運搬車両及び事業者・住民の直接搬入車両や薬剤等搬入車両等は、周辺住居地区の生活道路は通行せず、指定する幹線道路を通行する計画とする。</li> <li>・ごみ搬入車両や通勤車両についても、走行速度の抑制やアイドリングストップを励行し、自動車交通による環境負荷の低減に努める。</li> </ul>
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	施設供用時においては、職員及び施設関係者の通勤時に公共交通機関の利用を呼びかけ自動車交通量の抑制に努める。
施設で使用管理する車両については、低公害車の導入に努めること。	○	ごみ収集運搬車両等については、先進的な事例等も参考にEVを含めた低公害車の利用等について検討する。
施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染については、排出規制値より厳しい目標値を検討することで十分な環境負荷の低減に努める。</li> <li>・水質汚濁については、施設から発生する汚水処理後の排水や場内法面の雨水排水は全て公共下水道に放流するため選定しなかった。</li> <li>・事業敷地内の全体施設配置については、周囲に適切な植栽を用い、かつ施設の敷地境界からの離隔距離を保てる配置とし、周辺施設への騒音・振動・悪臭等の低減に努める。</li> <li>・建屋の中にプラント全体を格納する構造とし、かつ騒音の大きな機器は独立した防音室内に設置、さらに建屋外壁は適度な遮音・減衰効果のある材料を採用し周辺への騒音の低減に努める。</li> <li>・屋外設置する機器のうち騒音の大きな機器類は低騒音型の採用及び防音効果の高い遮音壁等で覆うなどにより、騒音低減に努める。</li> <li>・大きな振動を発生する機器は、強固なコンクリート基礎への据付、防振ゴムの設置、独立基礎の採用など、振動の低減に努める。</li> <li>・ごみの受入れを行うプラットホームへの出入りにおいては、施設内の負圧管理及び臭気の漏れにくい施設構造とすることで悪臭の漏洩防止に努める。</li> </ul>

表 2. 3-16 (3) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
3 生活環境		
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
<p>工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の策定にあたっては、各工事のピーク時期を考慮した工事工程の平準化、環境負荷の少ない工法の採用、低公害型機械や車両の使用等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境負荷の低減に努める計画とする。</li> <li>・工事用車両は、走行速度の抑制やアイドリングストップを励行し、自動車交通による環境負荷の低減に努める。</li> <li>・土地区画整理事業においては、造成工事中の濁水対策として、沈砂池を設置し、工事排水は、土砂の沈砂を行った後、堰井川等の下流河川に放流する計画である。</li> </ul>
3-2 地盤沈下		
<p>地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。</p>	×	<p>施設稼働時は地下水の汲み上げの可能性はあるが、対象事業実施区域は花崗岩質の丘陵地であり地盤沈下の懸念がないため選定しなかった。</p>
3-3 土壌汚染		
<p>土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。</p>	×	<p>対象事業実施区域について明治42年以降の地図や航空写真により工場等の汚染発生源となる施設の存在履歴を確認したところ、立地記録が確認されないことや、建設工事に伴う残土は場外搬出ししない計画としていることから選定しなかった。</p>
3-4 日照障害、電波障害、反射光		
<p>建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される近隣集落の位置関係は、煙突と北北西に約350m程度、北東に500m程度離れているが、日影が最も伸びる冬至の際にも、煙突実態高と施設配置計画から保全対象にかかる影は1時間未満となることから選定しなかった。</li> <li>・電波障害は、送信所と対象事業実施区域の位置関係から、周辺集落へのテレビ電波障害は想定されないことから選定しなかった。</li> <li>・反射光は、施設建屋の屋上部等に太陽光発電パネルを設置する可能性があるが、設置想定場所から見通せる範囲に住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物・施設等がないことから選定しなかった。</li> </ul>
3-5 都市景観		
<p>建物・構造物の配置・意匠・色彩等について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。</p>	○	<p>建物の敷地内配置や色彩等、周辺景観（近接する土地区画整理事業地内の倉庫等建物、後背地に走る高速道路等の大型工作物）との調和や地域性に配慮する。</p>

表2. 3-16 (4) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
4 自然環境		
4-1 気象・地象・水象		
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、対象事業実施区域及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象については、局地気象に大きな変化を及ぼすような地形の改変及び高層構造物の建築はないことから選定しなかった。</li> <li>・本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業であり、土地の改変は行わないため、地形・地質への影響はないことから、地象については選定しなかった。</li> <li>・本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業であり、土地の改変や樹木の伐採等は行わないため、河川・湖沼・海域の水象に影響を及ぼすことはないことから、水象については選定しなかった。</li> </ul>
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業では、大規模な地下構造物の建設等による地下水への影響はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-2 陸域生態系・海域生態系		
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいれるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は、市街化調整区域内（現状）において土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業の実施により陸域生態系への影響は軽微であると考えられるが、残存緑地の陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性があることから選定する。</li> <li>・施設配置の検討に当たっては、生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努める。</li> </ul>
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、対象事業実施区域周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業の実施により、良好な緑地、水辺等が減少することはないが、施設整備にあたっては可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は、土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業の実施にかかる建設工事、工事用車両の活動については、工事時の散水、適正な工事車両の走行、沈砂池等の濁水処理施設の設置等により影響の低減に努める。</li> <li>・工事中は生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努め、コアジサシの繁殖などに留意し環境保全に努める。</li> </ul>
4-3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	○	建物の敷地内配置や色彩、敷地外周部への植栽等、周辺景観との調和や地域特性に配慮する。

表 2. 3-16 (5) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
4-4 人と自然との触れ合いの活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	対象事業実施区域の付近には、泉佐野丘陵緑地や大井関公園があり、ごみ収集車等車両等の影響が考えられるため、影響の低減に努める。
5 歴史的・文化的環境		
5-1 歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	対象事業実施区域の周辺には、日根神社及び日根荘遺跡が存在することから、伝統的景観との調和に配慮する。
5-2 文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	○	対象事業実施区域には指定文化財は存在しない。また、対象事業実施区域内には埋蔵文化財が存在するが、本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業であり、土地の改変は行わないため、影響は想定されない。しかし、土地区画整理事業の造成工事の実施にあたっては、文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に基づき適切に記録保存を行う方針であり、遺物が発見された場合は、泉佐野市教育委員会へ報告し、適切な措置を図る予定である。
6 環境負荷		
6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	本事業においては、燃焼管理による排ガス量の抑制、温室効果ガスの排出の小さい空調・照明設備、コージェネレーションシステム、余熱利用設備、太陽光パネルなどの導入を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努める。 なお、オゾン層破壊物質は排出しないため選定しなかった。
6-2 廃棄物、発生土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する施設機器に用いる資材は、可能な限り長期使用ができるものを採用する計画とし、事務所から発生する廃棄物は、可能な限りリユース・リサイクルし、減量化を図る。</li> <li>・建築材料については、極力、間伐材等の未利用資源や再生原料を用いたリサイクル資材の使用に努める。</li> </ul>
施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。	○	ごみ処理施設本体の設置工事の際は、施設規模・土地改変（ごみピット等）掘削規模・改変面積の最小化や発生量を抑制する工法を検討・採用し発生土の発生抑制に努めるとともに、発生土は、可能な限り場内で有効に利用し、発生土の低減に努め、場外に排出する場合でも他事業等での有効利用を検討する。
発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。	×	工事に伴う工事発生土については、先行する土地区画整理事業により造成工事が完了し、本事業の工事からは残土搬出は行わない計画であることから選定しなかった。

## (6) 工事計画

工事工程及び施設稼働予定を表2. 3-17に、工種別の建設機械・工事車両稼働台数（想定）を表2. 3-18に示す。なお、これらの工事計画は、本ごみ処理施設整備に係る工事工程と建設機械台数、建設機械配置計画、工事用車両運行ルート等についてメーカーにアンケートを行った結果を参考に設定した。

工事工程については、1年目の設計等と並行して、1年目後半から2年目にかかる造成工事が約半年、造成工事後、土木・建築・付帯設備工事で約3年、3年目後半からのプラント本体工事で約2年、4年目後半からの外構工事で約1年、5年目後半からの試運転で約半年を要し、工事着手から完成までの全体工事期間は約4.5年間を予定している。

工事における建設機械や工事車両の稼働台数について、稼働台数の比較的多い重機としては、ミニバックホウやラフタークレーンで約4台/日、コンクリートミキサー車で約8台/日を想定している。なお、日最大稼働台数は、工事期間の中で最も稼働台数が多い時期のものであり、これらが全て同時に稼働するものではない。

また、工事用車両(ダンプトラック 10 t)については、日最大70台程度の運行を想定している。

表2. 3-17 工事工程及び施設稼働予定

工事等／時期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
詳細設計等	■					
造成工事	■					
土木・建築・付帯設備工事		■	■	■	■	
プラント本体工事			■	■	■	
外構工事				■	■	
試運転					■	
施設稼働						■→●●●●

出典)メーカーアンケート結果より、各工事の最大月数で作成

表2. 3-18 建設工事で使用する工種別の建設機械・工事車両の台数（想定）

工種	使用する建設機械・工事車両等(想定)	規格	工種別最大日稼働台数
造成工事	バックホウ	1m <sup>3</sup> 未満	2
	ミニバックホウ	0.1m <sup>3</sup> 未満	4
	クローラクレーン	100t	2
	ラフタークレーン	50t	4
	ラフタークレーン	25t	1
	ユニック	2.9t吊り	1
	杭打機	クローラ型	3
	SMW機	クローラ型	2
	コンクリートポンプ車	135m <sup>3</sup>	2
	コンクリートミキサー車	10t	2
	テレスココラム	0.8m <sup>3</sup>	2
	発電機	200KVA	2
土木・建築 ・付帯設備工事	クローラクレーン	200t	1
	クローラクレーン	100t	2
	ラフタークレーン	50t	4
	ラフタークレーン	25t	3
	フォークリフト	2.9t	2
	コンクリートポンプ車	135m <sup>3</sup>	2
	コンクリートポンプ車	50m <sup>3</sup> 未満	1
	コンクリートミキサー車	10t	8
プラント本体工事	クローラクレーン	350t	1
	クローラクレーン	200t	1
	クローラクレーン	100t	1
	ラフタークレーン	70t	1
	ラフタークレーン	50t	3
	ラフタークレーン	25t	1
	オールテレーンクレーン	120t	1
	ユニック	2.9t吊り	2
	空気圧縮機	100HP	2
	フォークリフト	2.9t	2
外構工事	バックホウ	1m <sup>3</sup> 未満	1
	ミニバックホウ	0.1m <sup>3</sup> 未満	2
	ロードローラー	7t	1
	アスファルトフィニッシャ	2~4.5m	1
	コンクリートミキサー車	10t	1

出典) 本ごみ処理施設整備に係る工事工程と建設機械台数、建設機械配置計画、工事車両運行ルート等についてメーカーにアンケートを行った結果を参考に設定。日最大稼働台数は、工事期間の中で最も稼働台数が多い時期のものであり、これらが全て同時に稼働するものではない。

工事用車両(ダンプトラック 10 t)については、日最大 70 台程度の運行を想定している。



## (7) その他（防災対策等）

### 1) 施設構造

エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設は「(2) 施設整備に係る基本方針」に示す「災害に強い施設」を目指し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等に基づき、地震等の発生時に倒壊、部分倒壊などの大きな損傷が発生せず、大規模な補修をせずに建築物を使用できるよう、人命の安全確保に加えて十分な機能保全が図られる耐震性能に余裕を持たせた施設とする。

### 2) 施設稼働

通常時の施設稼働においては、エネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設のそれぞれで以下の対応メニューを基本として計画する。

#### 【エネルギー回収推進施設】

- ごみピット内での防火対策としてのピット火災検知装置や放水銃等の防火設備の設置
- 建屋内延焼防止のための防火区画の設定と防火シャッターの設置
- 非常用発電機等による自立起動システムの構築等

#### 【マテリアルリサイクル推進施設】

- 危険物（スプレー缶、ライター、電池・バッテリー等）の処理ごみ中への混在による処理・保管過程での爆発や火災の発生を防止するために以下の設備等を設置
  - ・ 破砕処理前の目視による除去回収
  - ・ 水蒸気や不活性ガスを用いた防爆装置の設置
  - ・ 処理工程中への火災検知器の設置等

また、大規模災害発生時に備えて、特にエネルギー回収推進施設においては、安定的なごみ処理ができるように、令和3年3月策定の「泉佐野市災害廃棄物処理計画」及び「田尻町災害廃棄物処理計画」、令和3年4月策定の「熊取町災害廃棄物処理計画」と整合を図りながら、以下の対応メニューを基本として計画する。

- 建築構造物の震災対策等
- プラント設備の安全停止（震度5強以上の揺れを感知した場合に焼却炉、ボイラー及びタービン発電設備等を自動停止する二次災害防止の緊急停止システム）
- 継続運転可能なシステムの構築（自立起動や十分な用役（燃料・薬剤等）確保）
- 余裕ある焼却能力やごみピット容量の確保（災害廃棄物考慮、9日分以上確保）
- 敷地内への災害廃棄物仮置場スペースの確保等
- 地域防災拠点としての機能の具備（災害時のエネルギー供給拠点を含む）

## 2. 4 環境保全対策の実施方針

本事業の工事中及び供用時については、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

なお、対象事業に先行して泉佐野市が実施する土地区画整理事業における車両台数や運行ルートなど調査に必要な内容を可能な限り共有し、本事業で実施した陸域生態系などの調査結果は、土地区画整理事業者と共有する等の連携を図りながら検討した。

### 2. 4. 1 工事中

#### (1) 大気汚染対策

- 1) 工事中の負荷が集中しないよう工事工程や使用する建設機械の台数等について調整を図る。
- 2) 建設機械等の稼働
  - ア 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
  - イ 建設機械等の点検・整備を十分に行う。
  - ウ 粉じん飛散防止のため、工事区域での散水を行う。
  - エ 待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 3) 工事用車両の走行
  - ア 適正走行を徹底し、大気質の負荷を可能な限り軽減するよう努める。
  - イ 退場時にタイヤ洗浄を行い、対象事業実施区域周辺道路における粉じんの飛散防止に努める。
  - ウ 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。
  - エ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。
  - オ 工事用資材等の搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行計画により車両数を削減するよう努める。
  - カ 走行ルートは、幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。
  - キ 走行ルートの選定や走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況及び住居の立地状況等に十分配慮して行う。
  - ク 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

#### (2) 排水対策

- 1) 対象事業実施区域の建設工事中に発生する濁水対策としては、事業実施区域周辺の降雨強度をもとに整備する事業地沈砂池に一旦集水し、排水に含まれる土砂の沈砂を行った後、対象事業地まで整備予定の公共下水道に放流する。なお、公共下水道（雨水幹線）は10年に1度の大雨規模に耐えるよう設計・整備されるため、大雨時も安全に排水することが可能である。
- 2) 建設工事中に掘削したままの表土を長時間露出しないように工事区域を区切って施工し、法面にはシートあるいは法覆工で早期に養生を行い、土砂の流出を防止する。
- 3) 建設工事事務所から発生する生活排水及びし尿については公共下水道（南大阪湾岸流域下水道中部水みらいセンター）に放流する。
- 4) 土地区画整理事業においては、造成工事中の濁水対策として、沈砂池を設置し、工事排水は土砂の沈砂を行うとともに、pH値が排水基準に満たない場合は必要に応じて中和処理を行った後、樫井川等の下流河川に放流する計画である。

#### (3) 騒音・振動対策

- 1) 工事中の負荷が集中しないよう工事工程や使用する建設機械の台数等について調整を図る。
- 2) 建設作業に伴う建設作業騒音・振動
  - ア 低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
  - イ 建設作業時の騒音・振動の程度により、必要に応じて、防音壁等を設置する。
  - ウ 待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

- 3) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動
  - ア 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。
  - イ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。
  - ウ 工事用資材等の搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行計画により、車両数を削減するよう努める。
  - エ 走行ルートは幹線道路を使用し、地域住民の生活道路の通行を最小限とする。
  - オ 走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。
  - カ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 4) 工事関係者の通勤車両の走行に伴う道路交通騒音・振動
  - ア 適正走行を徹底し、騒音・振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。
  - イ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

#### (4) 文化財対策

- 1) 土地区画整理事業の造成工事の実施中に遺物が発見された場合は、泉州南埋蔵文化財広域行政事務所へ報告し、適切な措置を図る。
- 2) 対象事業の工事においても、文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に基づき必要な対応を行う。

#### (5) 廃棄物・発生土対策

- 1) 建設工事で発生する廃棄物については、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行い、発生抑制に努める。
- 2) 施工段階においては資材の再利用に努めるとともに、最終的に発生する廃棄物については適正に処理・処分を行う。
- 3) 建設工事事務所等から発生する事業系一般廃棄物についても減量化に努める。
- 4) 工事で発生した建設発生土は、可能な限り場内で有効に利用し、発生土の低減に努め、場外に排出する場合でも他事業等での有効利用を検討する。
- 5) 土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更に係る届出、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土地の利用履歴等調査結果報告書を提出する。なお、過去の地図や航空写真から土壌汚染の発生源となる施設の立地は確認されないが、仮に事業中に土壌汚染の可能性が確認された場合には、土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき適切に対応する。

#### (6) 自然環境への配慮

- 1) 施設配置の検討に当たっては、生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努め、工事中はコアジサシの繁殖などに留意し環境保全に努める。
- 2) 土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、本事業の実施により良好な緑地、水辺等が減少することは想定されないが、施設整備にあたっては可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
- 3) 工事中の粉じん、騒音、振動及び濁水等については、低公害型建設機械の採用、工事中の散水、工事車両の適正な走行及び沈砂池等の濁水処理施設の設置等により自然環境への影響の低減に努める。
- 4) 土地区画整理事業の造成については、本事業で実施した陸域生態系などの調査結果を、土地区画整理事業者と共有する等の連携を図り、可能な限り自然環境への影響の低減に努める。
- 5) 土地区画整理事業に伴って出現する法面の緑化は、工事施工計画段階において、現況植生の苗木移植（H＝1 m程度）や根株移植等による緑化検討を行うとともに、可能な限り当該事業予定地周辺を産地とする樹種による緑化に努める。なお、種子の利用に際しては、遺伝子攪乱に配慮するため、工事施工計画作成の段階において、埋土種子を活用した法面緑化工法の採用を検討する。

## (7) 地球環境対策

- 1) CO<sub>2</sub>排出低減建設機械の指定や、低炭素型建設機械の指定を受けた建設機械を積極的に採用し、省エネルギーに配慮する。
- 2) 資機材の適正配置を行うことで、現場内運搬用の建設機械の省略及び使用量の削減を図り、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努める。
- 3) 建設機械の不使用时におけるアイドリングストップの徹底等、運転者への教育・指導を行うと共に、日常保守点検や整備を確実にを行うことにより性能維持に努めるよう指導する。
- 4) 工事用車両の一般道走行に当たっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。

## 2. 4. 2 供用時

### (1) 大気汚染対策

#### 1) 煙突排出ガス

- ア 焼却対象ごみの分別指導や焼却不適物混入防止の徹底及び燃焼工程での燃焼状態の適正管理により、各種大気汚染物質の発生抑制に努める。
- イ 各種の大気汚染物質について、以下の排ガス処理設備を導入するとともに、適切な運転維持管理（焼却設備の定期点検や定期補修等及び排出ガス分析計での日常的な排ガス排出濃度のモニタリング等）を行い、大気汚染物質の排出負荷を低減する。
- ・ばいじん  
煙道にろ過式集じん器を設置し、ろ布により排ガス中のばいじんを捕集する。
  - ・硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）及び塩化水素（HCl）  
アルカリ薬剤（消石灰や炭酸水素ナトリウム）を吹き込み中和反応させ、反応物をろ過式集じん器で捕集する。
  - ・窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）  
触媒反応塔での触媒脱硝方式を基本として、窒素酸化物を分解・除去する。なお、焼却炉の燃焼制御及び尿素吹き込みによる無触媒脱硝方式の併用も検討する。
  - ・ダイオキシン類  
活性炭を排ガス中に吹き込み、ダイオキシン類を吸着させ、ろ過式集じん器で捕集する。
  - ・水銀  
活性炭を排ガス中に吹き込み、水銀を吸着させ、ろ過式集じん器で捕集する。
  - ・その他の有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例による）  
規制対象となる有害物質がある場合には、施設設置届の段階で規制基準値を定め必要な汚染防止措置を講じる。

#### 2) ごみ収集車等の走行に伴う排出ガス

- ア 新ごみ処理施設周辺道路の現状交通量を勘案し、極力交通量がピーク時に偏らず、各時間が均等になるように走行台数を調整して平準化に努める。
- イ 走行ルート及び走行時間帯等について、できるだけ走行台数の集中を回避するよう努める。
- ウ 収集方法及び積載の効率化（効率的な収集運搬ルートの設定及び委託・許可車両の大型化の促進等）により、走行台数の削減に努める。
- エ 施設関係者車両については、低公害車等の積極的導入を図り、排出ガスの負荷を低減する。
- オ 事業関連車両の適正走行の徹底及び駐車中の不要なアイドリングの防止を図る。
- カ 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。

## (2) 排水対策

- 1) プラント排水は排水処理後、場内で再利用した上で、最小限の余剰水を下水道放流する。
- 2) 生活排水は施設内の水処理設備で処理した後、洗車排水、計量機排水及びプラットホーム洗浄水とともに排水処理を経て、場内で再利用することで、下水道への放流量を抑制する。
- 3) 施設場内に降った雨の一部を回収・貯留し、敷地内の緑地への散水、廃棄物収集運搬車両や場内設備等の洗浄水に使用する。
- 4) 敷地内の雨水排水は、再利用水を除き、公共下水道への放流を予定している。公共下水道（雨水幹線）は、10年に1度の大雨に耐えるよう設計・整備されるため、大雨時も安全に排水することが可能である。
- 5) 場内舗装は透水性舗装の使用について検討するとともに、無舗装の外構植生部については地下浸透による地下水涵養能力の保全に努める。

## (3) 騒音・振動対策

### 1) 工場騒音

- ア 基本的に新ごみ処理施設における機器等については、建物内に納めるよう努力し、また、大きな騒音を発生する機器（送風機・ファン類、蒸気タービン発電機及び各種破碎機等）についても、吸音材や防音扉等の防音措置を施した専用室内に配置するよう努力し、騒音対策を講じる。
- イ 屋外に設置する必要がある機器（蒸気タービン復水器等）については、できる限り低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じる。
- ウ 各種送風機、ポンプ類及び蒸気タービン発電機等の振動を発生する機器については、独立基礎の採用や防振ゴムの設置などの対策を講じる。

### 2) ごみ収集車等の走行に伴う道路交通騒音及び振動

- ア 本施設周辺道路の現状交通量を勘案し、極力交通量がピーク時に偏らず、各時間が均等になるように走行台数を調整して平準化に努める。
- イ 走行ルート、走行時間帯及び適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の負荷を可能な限り軽減する。
- ウ 収集方法及び積載の効率化（効率的な収集運搬ルートの設定の促進等）により、走行台数の削減を図る。
- エ 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。

## (4) 低周波音対策

低周波音が発生する可能性のある蒸気タービン復水器用ファン等の機器は、低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じる。

## (5) 悪臭対策

- 1) 新ごみ処理施設については、臭気の原因となるごみピットを投入扉でプラットホームと遮断し可能な限り密閉化する。また、ごみ収集車の出入りするプラットホームの出入口は、施設外部への臭気漏洩を防止するようエアカーテンや自動開閉扉の設置等の対策を講じる。
- 2) ごみピット内の空気は燃焼用空気等として吸引することで常に負圧に保ち、施設外部への臭気漏洩を防止する。
- 3) 焼却炉稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、850℃以上の高温で臭気を完全に熱分解する。
- 4) 1炉運転時や定期点検等による全2炉停止時などの燃焼用空気吹込み量が低下・停止する場合には、ごみピット内臭気を活性炭方式等の脱臭装置による吸引・脱臭を行い、常時負圧を確保することで、確実に臭気漏洩を防止する。

## (6) 陸域生態系

- 1) 現地調査の結果をもとに、専門家等の意見を踏まえ、適切な対策を実施する。
- 2) 供用時は、排ガス処理設備の導入、ごみ収集車等の適正な走行により生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努める。

## (7) 景観対策

- 1) 建屋や煙突（外筒）の建築意匠について、色彩的には周囲の山林と調和する彩色やデザインとなるよう配慮する。
- 2) 建屋や煙突部については、直接見えにくくする配慮をするとともに圧迫感の緩和に努める。
- 3) 緑化計画について、造成計画の段階から法面の緑化を行い、平場には在来種を主体とした植栽による緩衝緑地帯を設け、かつ亜高木等植栽により建物を極力周辺から遮蔽できるよう、建物と自然が調和するような景観配慮に努める。

## (8) 廃棄物対策

- 1) ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことでごみの減量化を図り、エネルギー回収推進施設から発生する焼却灰・飛灰やマテリアルリサイクル推進施設から発生する不燃残さを抑制し、最終処分場への搬入量の低減に努める。
- 2) 特にエネルギー回収推進施設においては、運転管理において、ごみピット内での十分な攪拌・均質化による完全燃焼の促進、焼却飛灰への処理剤の適正量の添加、等に努める。
- 3) 新ごみ処理施設内で発生する事業所ごみにおいても、ごみの減量や分別排出に努める。
- 4) 3市町のプラスチックごみゼロ宣言による取り組みを推進してプラスチックごみの発生抑制により焼却ごみ量の低減に努める。

## (9) 地球環境対策

- 1) ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 2) 新ごみ処理施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネルギー型とし、また照明器具についてはLEDの導入により二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 3) コージェネレーションシステム及び余熱利用設備（新ごみ処理施設内・外）などの導入を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努める。
- 4) 新ごみ処理施設等の屋上には太陽光パネルを設置し、その発電量を施設内利用するなどの省エネルギー化に努める。
- 5) エネルギー回収推進施設に伴う排ガス中から二酸化炭素のみを分離して回収する設備（CCUS技術）等の環境に配慮した先駆的な設備の導入について検討する。  
温室効果ガスの排出量を削減するため、先進事例や最新技術についても情報収集を行い、BDF（バイオディーゼル燃料）使用車両や低排ガス車低排ガス車の使用促進、さらにEVごみ収集車の導入に向けては、ごみ収集事業者への導入促進を図るための普及啓発を行う予定とする。

## 2. 5 その他の事項

### 2. 5. 1 方法書からの事業計画等の主な変更点

方法書段階からの事業計画等の主な変更点は、表2. 5-1のとおりである。

表2. 5-1 (1) 方法書段階からの事業計画等の主な変更点

項目	方法書作成時	準備書段階	変更理由等
対象事業実施区域	対象事業実施区域+100mの範囲	対象事業実施区域	方法書では対象事業実施区域が未定であったため、100mのバッファを持たせていたが、準備書では確定した対象事業実施区域を記載した。
施設規模の変更	マテリアルリサイクル推進施設：30t/日 ストックヤード：450m <sup>2</sup>	マテリアルリサイクル推進施設：33t/日 ストックヤード：765m <sup>2</sup>	施設規模は、最新の計画値（「泉佐野市田尻町清掃施設組合 新ごみ処理施設整備事業に係る基本設計書」（令和5年3月））を基に変更した。
施設配置の変更	敷地面積：約5.6ha	敷地面積：約5.5ha	施設配置は、最新の施設計画（「泉佐野市田尻町清掃施設組合 新ごみ処理施設整備事業に係る基本設計書」（令和5年3月））を基に変更した。
関係車両（ごみ収集車等）の台数の変更	（現ごみ処理施設） 泉佐野市田尻町：約440台/日 熊取町：約310台/日 （新ごみ処理施設） 新組合：約710台/日	（現ごみ処理施設） 泉佐野市田尻町：約523台/日 熊取町：約315台/日 （新ごみ処理施設） 新組合：約773台/日	関係車両の台数は、最新の施設計画（「泉佐野市田尻町清掃施設組合 新ごみ処理施設整備事業に係る基本設計書」（令和5年3月））を基に変更した。
環境影響要因の追加	-	土地区画整理事業における造成工事を環境影響要因に追加	大阪府環境影響評価審査会からの意見を踏まえて環境影響要因を追加した。
環境項目の追加	-	気候変動適応等の地震を環境項目に追加	「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針 令和5年4月 大阪府」の改定内容と地域の概況を踏まえて環境項目を追加した。

表2. 5-2 (2) 方法書段階からの事業計画等の主な変更点

項目	方法書作成時	準備書段階	変更理由等
河川水質の調査方法	降雨時 3回 (3回/1降雨) 無降雨時4季 (1回/季)	【無降雨時】 既往観測データからの推定 【降雨時】 既往観測データからの推定+検証調査(降雨時1回)	【無降雨時】 事前踏査により、平常時の河川水量が少なく、現地観測で精度良く水質や流量の測定が困難であった。大阪府の定期観測により、長期的なデータが蓄積されており、既往データから水質、流量の推定が可能のため。 【降雨時】 大阪府の定期観測により、降雨時のデータも確認されており、既往データから水質、流量の推定が可能のため。降雨時は流量や濁質量も大きく、予測への影響も大きいことから検証用データとして降雨時の観測を1回実施するものとした。
沈降試験	現地採取 1回 室内分析 1回	既往土質試験結果による推定	近年、事業計画地周辺で土質試験(粒度試験等)が実施されており、この結果から沈降時間と除去率の関係式の推定が可能のため。
水質の調査地点	土地区画整理事業予定区域からの放流河川(京上川)及び下流河川(樫井川)の合流前後の3地点(W-1からW-3地点)	樫井川のW-3地点を上流の大井関橋に変更	土地区画整理事業における調整池の排水計画について、より具体的な排水位置が確認できたため、樫井川上流の調査地点W-2の位置を排水影響のない上流側に変更した。

### 3 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は事業規模、内容等を勘案し、環境に影響が及ぶと想定される泉佐野市、田尻町、熊取町及び泉南市（以下「対象市町」という。）とした。

なお、これらの市町を調査地域とした理由は以下のとおりである。

新ごみ処理施設を構成する市町は、3市町となることから、これらの社会的状況に関わる統計情報やごみ収集車両の運行に係る交通網の概況は把握しておく必要がある。

また、特に広域的な影響を把握する必要がある景観については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年 建設省都市局都市計画課監修 面整備事業環境影響評価研究会編著）において「影響を受けるおそれがあると認められる地域」が3km範囲程度とされていることから、対象事業実施区域から約3km範囲を環境影響評価を実施する地域とした。

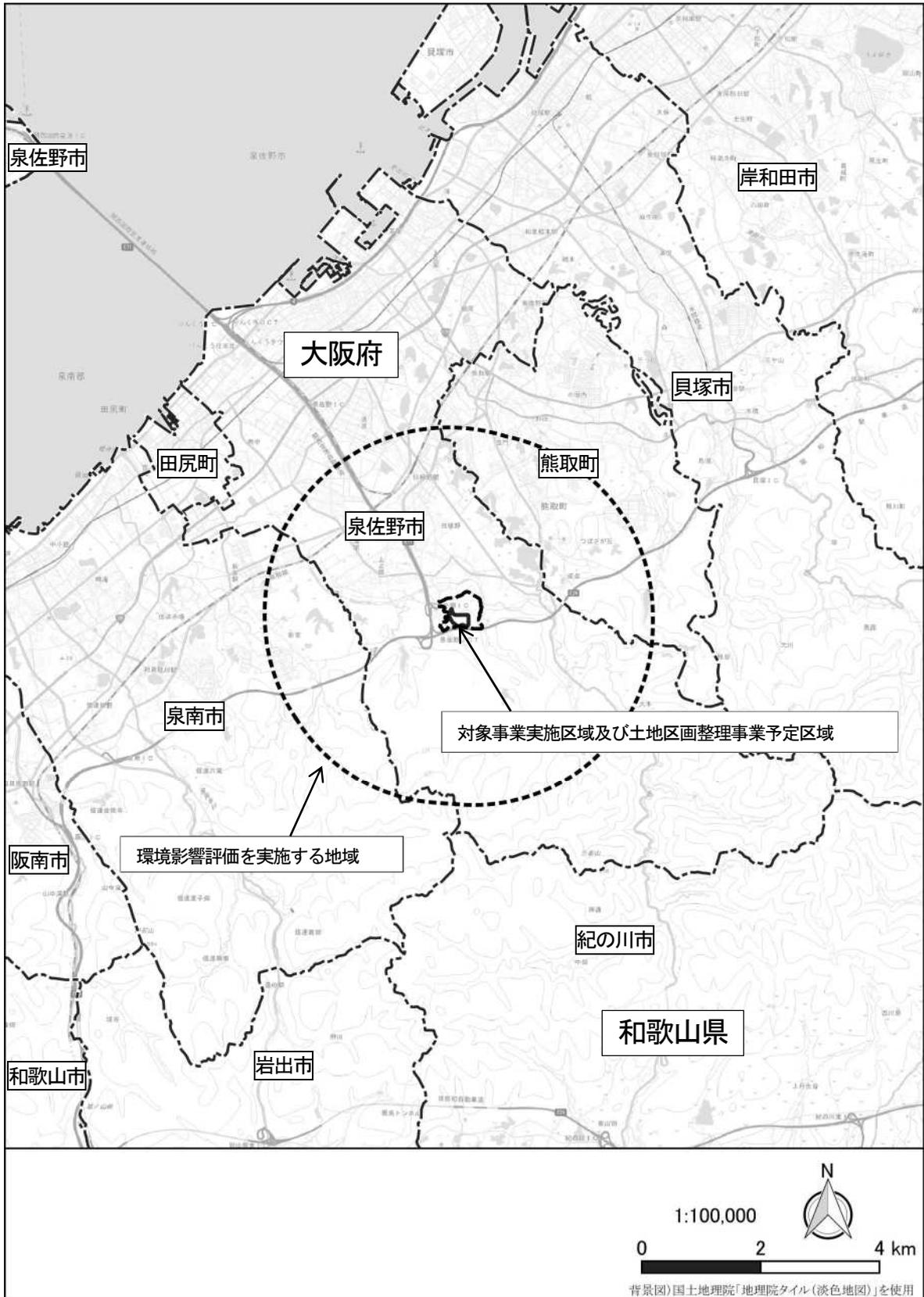


図3. 1-1 環境影響評価を実施する地域

## 4 地域の概況

対象事業実施区域及びその周辺地域の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。社会的状況に係る事項の既存資料調査の調査範囲は、新ごみ処理施設を構成する3市町に泉南市を加えた4市町とした。また、生活環境や自然環境に係る事項の既存資料調査の調査範囲は、対象事業実施区域から3kmの範囲及びその周辺とした（以下「対象事業実施区域周辺」という。）。

### 4. 1 社会的状況

項目	概要
人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>泉佐野市の令和4年度の人口は令和3年度に比べ、人口及び世帯数ともに増加傾向にある。田尻町、熊取町、泉南市の人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所数は、泉佐野市4,636、田尻町347、熊取町1,154、泉南市が1,943であり、従業者数は泉佐野市52,394人、田尻町5,997人、熊取町9,813人、泉南市22,836人となっている。</li> <li>産業別では第三次産業の占める割合が多く、第三次産業の事業所の割合は泉佐野市、田尻町、泉南市及び80%を超えている。また第三次産業の従業者の割合は、泉佐野市約82%、田尻町約92%、熊取町約82%、泉南市約75%である。</li> <li><b>【農業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年における対象市町の農家数、経営耕地面積は、平成27年に比べ、田尻町の経営耕地面積を除きいずれの市町も各項目で減少している。</li> <li>販売農家における農家の世帯員数の推移は、平成27年は平成22年に比べ、いずれの市町も減少している。</li> <li>平成27年における販売農家数合計は、泉佐野市501戸、田尻町27戸、熊取町122戸、泉南市297戸であり、そのうち田尻町以外では第2種兼業農家が最も多く、泉佐野市で49.9%、熊取町で61.5%、泉南市で45.5%を占めている。</li> <li>対象市町の耕地面積は、泉佐野市32,831a、田尻町1,561a、熊取町で6,905a、泉南市で17,763aである。いずれの市町も耕地の大部分は田であり、泉佐野市で93.3%、田尻町で94.6%、熊取町で92.3%、泉南市で78.4%を占めている。</li> </ul> </li> <li><b>【林業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年における対象市町の林家数、保有山林面積は平成27年に比べ、熊取町の農家林家保有山林面積を除くと、いずれの市町も各項目で減少している。</li> </ul> </li> <li><b>【漁業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年における対象市町の海面漁業の漁業経営体数、就業人口は平成25年に比べ、泉南市の岡田浦漁業地区及び樽井漁業地区の就業者を除くと、いずれの市町も各項目で減少している。</li> </ul> </li> <li><b>【工業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年における事業所数は、泉佐野市141、田尻町6、熊取町35、泉南市90であり、従業者数は泉佐野市5,712人、田尻町275人、熊取町1,233人、泉南市3,766人となっている。</li> </ul> </li> <li><b>【商業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年における卸売業と小売業の事業所数は、泉佐野市979、田尻町74、熊取町199、泉南市420であり、従業者数は泉佐野市8,415人、田尻町683人、熊取町1,334人、泉南市3,561人、年間商品販売額は泉佐野市251,594百万円、田尻町11,665百万円、熊取町22,679百万円、泉南市75,115百万円となっている。</li> </ul> </li> </ul>
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【道路】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の主要道路は、阪和自動車道、関西空港自動車道、一般国道170号、主要地方道泉佐野打田線等がある。</li> </ul> </li> </ul>

項目	概要
交通	<p><b>【鉄道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の鉄道網は、西日本旅客鉄道の阪和線、南海電気鉄道の南海本線及び南海空港線がある。</li> <li>対象事業実施区域周辺の駅は、阪和線の熊取駅、日根野駅及び長滝駅がある。</li> </ul>
土地利用	<p><b>【土地利用状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象市町の民有地における土地利用総面積は泉佐野市 27,814 千㎡、田尻町 4,612 千㎡、熊取町 8,182 千㎡、泉南市 18,818 千㎡であり、宅地の占める割合は泉佐野市 40.6%、田尻町 23.4%、熊取町 49.4%、泉南市 40.3%である。</li> <li>都市計画法に基づく用途地域の状況は泉佐野市と田尻町では工業系が最も多く、熊取町と泉南市では住居系が最も多くなっている。</li> <li>対象事業実施区域は現在、市街化調整区域であるため、用途地域の指定は行われていない。</li> </ul> <p><b>【文教、医療、福祉施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺における文教施設は 8 施設、医療施設は 14 施設、福祉施設は 21 施設である。</li> </ul>
水利用	<p><b>【上水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上水道の普及率は、泉佐野市、熊取町及び田尻町で 100%、泉南市でも 99.94%となっている。</li> </ul> <p><b>【下水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道の整備状況を示す人口普及率（整備人口の行政人口に対する比率）は、泉佐野市 42.6%、田尻町 97.3%、熊取町 83.2%、泉南市 59.0%となっている。</li> </ul> <p><b>【地下水利用の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象市町には地下水採取規制地域の指定はない。</li> </ul>
廃棄物	<p><b>【一般廃棄物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年度のごみ総排出量は泉佐野市約 49,300 トン、田尻町約 3,000 トン、熊取町約 13,200 トン、泉南市約 21,200 トンであり、ごみ処理量は泉佐野市約 48,800 トン、田尻町約 3,000 トン、熊取町約 12,800 トン、泉南市約 20,700 トンである。</li> </ul> <p><b>【産業廃棄物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は 1,357 万トンとなっている。また再生利用量は 440 万トンであり、最終処分量は 40 万トンとなっている。</li> <li>令和元年度に大阪府内の建設業からの産業廃棄物の排出量は 366 万トン、再生利用量は 334 万トン、最終処分量は 16 万トンとなっている。</li> </ul>
関係法令・条例等	<p><b>【大気汚染】</b></p> <p>○環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の 10 項目について設定されている。</li> <li>ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準が定められている。</li> </ul>

項目	概要
関係法令・条例等	<p><b>【大気汚染】</b></p> <p>○ばい煙発生施設に対する排出規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物は「大気汚染防止法」による排出基準（K値規制）が定められており、対象市町では特別排出基準（K値：1.75）による規制となる。</li> <li>・窒素酸化物は「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は250ppm（酸素濃度12%換算値）となる。</li> <li>・ばいじんは「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、対象施設は<math>0.04\text{g}/\text{Nm}^3</math>（酸素濃度12%換算値、処理能力4t/時以上）の排出基準となる。</li> <li>・有害物質は「大気汚染防止法」による塩化水素の排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は<math>700\text{mg}/\text{Nm}^3</math>（酸素濃度12%換算値）となる。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定められている有害物質に係る排出基準は排出ガス量、煙突高さ、他人が所有する周辺の建物等の条件により定められている。</li> <li>・ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法」による特定施設の排出基準が定められており、対象施設は<math>0.1\text{ng}-\text{TEQ}/\text{m}^3</math>（焼却能力が4,000kg/時以上）の許容限度となる。</li> <li>・水銀は「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、対象施設は<math>30\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math>（火格子面積<math>2\text{m}^2</math>以上、焼却能力200kg/時以上）となる。</li> </ul> <p>○自動車排ガスに対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」では、対策地域内で、トラック・バス等及びディーゼル乗用車に関して窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する自動車を用いる車種規制が定められている。大阪府では、自動車排ガス対策として流入車規制を平成21年1月から実施してきたが、令和4年4月の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正により流入車規制は廃止となった。</li> </ul> <p><b>【水質汚濁・底質】</b></p> <p>○公共用水域における水質汚濁に係る環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水域における水質汚濁に係る環境基準として、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められている。</li> <li>・生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域に該当する水域類型ごとに適用されており、対象事業実施区域周辺を流れる榎井川は、上流がB類型及び生物B類型、下流がC類型及び生物B類型に指定されている。</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による水質及び水底の底質に係る環境基準が定められている。</li> </ul> <p>○地下水における水質汚濁に係る環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水における水質汚濁に係る環境基準が定められている。</li> </ul>

項目	概要
関係法令・条例等	<p><b>【水質汚濁・底質】</b></p> <p>○排水規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府における上乗せ排水基準は、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）により定められている。生活環境項目のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量は、大阪府域をAからDに区分し、その地域ごとに既設特定事業場、新設特定事業場に区分し、日平均排水量別に上乗せ排水基準が設定されている。対象事業実施区域はC地域に該当する。ノルマルヘキサン抽出物質含有量については、上水道水源地域及び泉州臨海造成地域と一般地域に区分されており、対象事業実施区域は一般地域に該当する。対象事業実施区域は上水道水源地域には該当しないため、有害物質に係る上乗せ排水基準は適用されない。</li> <li>・水質汚濁防止法第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準が定められている。このうち、化学的酸素要求量は瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する区域のうち大阪府の区域に、窒素含有量及びりん含有量は水質汚濁防止法施行令に掲げる大阪府の区域に適用される。この基準は、水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、日平均排出量が50 m<sup>3</sup>以上のものに適用される。対象事業においては下水道放流を計画しており、本基準は適用されない。</li> <li>・ダイオキシン類の特定施設に係る排出水の排出基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により定められており、対象施設は、10 p g - T E Q / L の許容限度となる。</li> </ul> <p><b>【騒音】</b></p> <p>○環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準は、地域の類型、地域の区分及び時間の区分ごとに設定されている。</li> <li>・騒音に係る環境基準について、対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域に該当するため、B類型の基準が適用される。</li> </ul> <p>○規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場騒音の規制基準について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第二種区域の基準が適用される。</li> <li>・特定建設作業に伴う騒音規制基準について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一号区域の基準が適用される。</li> <li>・自動車騒音の要請限度について対象事業実施区域は市街化調整区域のため、b区域の基準が適用される。</li> </ul> <p><b>【振動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場振動の規制基準について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一種区域の基準が適用される。</li> <li>・特定建設作業に伴う振動規制基準について対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一号区域の基準が適用される。</li> <li>・道路交通振動の要請限度について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一種区域の基準が適用される。</li> </ul> <p><b>【悪臭】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、府内全域が悪臭防止法の規制地域となっており、「特定悪臭物質による規制」と「臭気指数による規制」のいずれかの規制方式を採用している。対象市町では、臭気指数による規制が行われている。</li> </ul>

項目	概要
関係法令・条例等	<p><b>【土壌汚染】</b></p> <p>○環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められている。環境基準に適合しない土壌は、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとして定められている。</li> <li>・ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が定められている。</li> </ul> <p>○規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法では、地下水等経由の摂取によるリスクの観点から土壌溶出量基準、直接摂取によるリスクの観点から土壌含有量基準が定められている。また、各特定有害物質には地下水基準も定められている。このほか、汚染土壌の除去等の措置を選択する際に土壌溶出量の程度を示す指標として、第二溶出量基準が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、土壌汚染防止法における規制を基本に土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加するとともに、土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を加え、管理有害物質として設定している。</li> </ul> <p><b>【地域の環境計画】</b></p> <p>○環境総合計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、「大阪府環境基本条例」に基づき、豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「2030 大阪府環境総合計画」を策定している。</li> <li>・府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として生活環境保全目標が位置付けられている。</li> </ul> <p>○みどりの計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、平成 21 年 12 月に「みどりの大阪推進計画」を策定している。この計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪 21 推進プラン」と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示している。</li> <li>・泉佐野市では、中長期的な視点に立って、市域の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、みどりとオープンスペースに関する総合的な計画として平成 31 年に泉佐野すみどりの基本計画を策定している。</li> <li>・田尻町では、少子高齢化社会の進展や地球規模で進行する地球温暖化の進行や生物多様性損失の進行など、自然環境の問題が進み、みどりの保全や創出に関する対策を重視しており、新たなみどりを取り巻く情勢への対応を行うため、田尻町みどりの基本計画を平成 29 年に改定している。</li> <li>・熊取町では、住民に最も身近な市町村が主体となって都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施することを目的として、熊取町みどりの基本計画を平成 30 年に策定している。</li> <li>・泉南市では、近年のみどりを取り巻く環境が大きく変更したことに伴い、泉南市みどりの基本計画を平成 31 年に改定している。</li> </ul> <p>○景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、「大阪府景観計画」において、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」として、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。田尻町、熊取町及び泉南市は本計画の区域内であり、対象事業実施区域周辺は金剛・和泉葛城山系区域に含まれる。泉佐野市は別途景観条例を定めている。</li> </ul>

項目	概要
関係法令・条例等	<p><b>【地域の環境計画】</b></p> <p>○大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減することにより、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標とした「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第3次）」を平成25年6月に策定している。</li> </ul> <p>○地球温暖化対策実行計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すべき将来像として、2030年に向けた地球温暖化対策を示した「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和3年に策定している。</li> <li>・泉佐野市では、市の事務及び事業に関し、地球温暖化の抑制をはじめ環境に与える負荷を低減し、温室効果ガスの削減に向けた今後の取組方針を定めた第3期泉佐野市地球温暖化対策実行計画を策定している。</li> <li>・田尻町では、令和3年3月に業者及び消費者としての立場から環境保全に向けた具体的な取組を実施することにより、環境への負荷の低減を図るために「田尻町地球温暖化対策実行計画」第3次計画を策定している。</li> <li>・熊取町では、平成31年3月に町自らが事業者及び消費として他の模範となる率先的行動を一層促進し、職員が一丸となって、温室効果ガスのさらなる排出抑制を進めるために「第4期熊取町地球温暖化対策実行計画」を策定している。</li> </ul> <p>○循環型社会推進計画及び一般廃棄物処理計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定めた「大阪府循環型社会推進計画」及び「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定している。</li> <li>・泉佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、泉佐野市田尻町清掃施設組合及び泉佐野市とともに施設組合を構成する田尻町の計画と整合を図りつつ、泉佐野市のごみ処理についてその基本方針等を定めている。</li> <li>・田尻町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき泉佐野市田尻町清掃施設組合及び泉佐野市の計画と整合を図りつつ、田尻町のごみ処理についてその基本方針を定めている。</li> <li>・第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）は、計画初年度を平成26年度、計画期間を10年間と定め、令和5年度を計画目標年次とするが、今般、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施設の広域化に係る方向性が定まったこと、また、直近5年の処理実績を踏まえ、実態に即した中間的な見直しが行われている。</li> <li>・泉南市・阪南市・泉南清掃事務組合の（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成23年度に令和3年度を計画目標年度とした「泉南清掃事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定してきたが、泉南清掃組合と構成市の今後の清掃行政の方向性を示すことを目的に令和4年3月に改めて計画を策定している。</li> <li>・泉佐野市、田尻町、熊取町では、地域の循環型社会の形成を推進することを目的として、循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成31年4月から令和6年3月までの5年間を計画期間としている。</li> <li>・泉南市阪南市地域循環型社会形成推進地域計画は、構成市を泉南市、阪南市とし、令和4年4月から令和9年3月までの5年間を計画期間としている。</li> </ul>

項目	概要
関係法令・条例等	<p><b>【地域の環境計画】</b></p> <p>○災害廃棄物処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府災害廃棄物処理計画は、災害発生時の廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図り、迅速かつ適正に処理することを目的として策定された。</li> <li>・泉佐野市では、「泉佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「泉佐野市生活排水処理基本計画」、並びに「泉佐野市地域防災計画」との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」及び大阪府の「大阪府災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時に廃棄物を迅速かつ適正に処理していくための泉佐野市の基本的な考え方、具体的な対応方法及び手順について取りまとめた泉佐野市災害廃棄物処理計画を令和3年3月に策定している。</li> <li>・田尻町は、田尻町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とし、田尻町市町村災害廃棄物処理計画を令和3年3月に策定している。</li> <li>・熊取町では、全町域に係る災害廃棄物処理に関し、本町が行う業務についてその基本方針を示し、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化を図りながら災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、熊取町災害廃棄物処理計画を令和3年4月に策定している。</li> <li>・泉南市では、国の「災害廃棄物対策指針」、大阪府の「大阪府災害廃棄物処理計画」、泉南市の「泉南市防災計画」との整合を図り、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として、泉南市災害廃棄物処理計画を令和2年3月に策定している。</li> </ul> <p><b>【その他関係法令・条例】</b></p> <p>○大阪府環境基本条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、「大阪府環境基本条例」の理念にのっとり、景観形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的に「大阪府景観条例」を制定している。</li> </ul> <p>○泉佐野市都市景観条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉佐野市では、都市景観に関し、基本的かつ必要な事項を定めることにより、豊かな自然及び歴史との調和並びに世界に開かれた玄関都市にふさわしい魅力ある都市景観の実現に資することを目的として平成9年3月に「泉佐野市都市景観条例」を制定している。</li> </ul> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</li> </ul> <p>○建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその他施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。</li> </ul> <p>○大阪府気候変動対策の推進に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定し温暖化防止に努めてきたものの、地球温暖化による気候変動の影響はすでに顕在化し、今後さらに影響が大きくなることが予測され気候危機と認識すべき状況を踏まえ、府民や事業者をはじめとしたあらゆる主体が連携し、脱炭素社会の姿を共有しながら気候変動対策を推進しなければならないことを条例上に明確に位置付けるため、令和4年4月より条例名称を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に変更している。</li> </ul> <p><b>【自然環境保全上の規制地域等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は近郊緑地保全区域に位置し、区域内には地域計画対象民有林が含まれている。</li> </ul>

## 4. 2 生活環境

項目	概要
大気環境	<p><b>【大気質濃度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（佐野中学校測定局）1局と、自動車排出ガス測定局（末広公園測定局）1局であった。</li> <li>佐野中学校測定局では、二酸化窒素、一酸化窒素及び窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類、有害大気汚染物質が測定されている。このうち光化学オキシダント以外については環境基準を満足している。なお、「2020年度 大気汚染常時監視測定局測定結果」によると、光化学オキシダントについては、大阪府内の一般局すべてにおいて環境基準を満足していない。</li> <li>末広公園測定局では、二酸化窒素、一酸化窒素及び窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が測定されている。すべての項目について、環境基準を満足している。</li> </ul> <p><b>【温室効果ガス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府域における令和2年度の温室排出ガスの排出量は4,375万トンであり、平成25年度と比べ21.8%の減少となっている。また、令和2年度の二酸化炭素の排出量は3,936万トンであり、平成25年度に比べ26.3%の減少となっている。</li> </ul>
水環境	<p><b>【水質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の水質調査地点は、対象事業実施区域より1km程度下流の榎井川（兎田橋）であった。</li> <li>令和3年度における榎井川（兎田橋）の生活環境項目の調査結果は、代表的な汚濁指標であるBOD（生物学的酸素要求量）の75%値は、2.2mg/Lとなっており、環境基準を満足している。</li> <li>令和3年度における榎井川（兎田橋）の健康項目の調査結果は、すべての項目で環境基準を満足している。</li> <li>対象事業実施区域周辺におけるダイオキシン類の測定記録は確認されなかった。</li> </ul> <p><b>【地下水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の地下水質調査地点は、熊取町1地点であった。</li> <li>令和3年度における調査結果はすべての地点でいずれの項目も環境基準を満足している。</li> </ul>
土壌環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺におけるダイオキシン類の土壌調査地点は、熊取町1地点、泉南市4地点であった。</li> <li>ダイオキシン類の土壌調査結果は、すべての地点で環境基準を満足している。</li> </ul>
その他の生活環境	<p><b>【騒音】</b></p> <p>○環境騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の環境騒音の測定地点は、泉佐野市6地点、熊取町2地点であった。</li> <li>令和3年度の測定結果は、すべての地点で環境基準を満足している。</li> </ul> <p>○自動車騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の自動車騒音測定地点は、泉佐野市1地点、熊取町2地点であった。</li> <li>令和3年度の測定結果はすべての地点において環境基準、要請限度ともに満足している。</li> </ul> <p><b>【振動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の道路交通振動測定地点は、泉佐野市で1地点であった。</li> <li>令和3年度の測定結果は、要請限度を下回っている。</li> </ul> <p><b>【低周波音】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルの調査結果から、対象事業実施区域が該当する市街化調整区域の測定結果は、L<sub>z</sub>e<sub>q</sub>は58dBから68dB、L<sub>z</sub>50は56dBから66dBであった。</li> </ul> <p><b>【電波障害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域は大阪局の放送エリアとなっているが、周辺には、和歌山局と神戸局があり、これら放送局の放送を受信している。各放送局の送信所と対象事業実施区域との位置関係をみると、大阪局及び神戸局、和歌山局の影響範囲は概ね山地部となっており住宅等は存在しない。</li> </ul> <p><b>【公害苦情】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公害の種類別苦情受付件数を公害の種類別にみると、泉佐野市、泉南市は騒音、田尻町は大気汚染、熊取町は悪臭の苦情件数が多くなっている。</li> </ul>

#### 4. 3 自然環境

項目	概要
気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泉佐野市、田尻町、熊取町及び泉南市は、瀬戸内式気候に属するため気候は温暖で、比較的少ない降水量となっている。</li> <li>・対象事業実施区域の周辺には熊取気象観測所及び末広公園測定局（自動車排出ガス測定局）があり、降水量は年間約1,000mmから約1,800mm程度であり、平均気温は約16℃から約18℃程度、平均風速は2.1m/sから2.5m/s程度である。</li> </ul>
地象	<p><b>【地形】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地分類図（大阪府）」（昭和51年 国土庁土地局）によると、対象事業実施区域は起伏量100mから200mの山地縁辺部にある急斜面にあたる山麓地Ⅰとなっている。周辺の主な地形としては、対象事業実施区域周辺は小起伏山地、段丘（中・低位）、樫井川の流域周辺は扇状地性低地がみられる。</li> <li>・「大阪府レッドリスト2014」（平成26年 大阪府）によると、対象事業実施区域周辺における重要な地形として和泉層群の化石産出層準が確認されている。</li> </ul> <p><b>【地質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は花崗岩質岩石となっている。また、周辺の主な地質として、対象事業実施区域周辺は砂、泥・砂・礫互層、流紋岩質岩石、樫井川の流域周辺は砂からなっている。</li> </ul>
水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺には樫井川がみられる。樫井川は和歌山県紀の川市の山中を水源とした二級河川で、流域面積59.56km<sup>2</sup>、流路延長約24.9kmである。また、樫井川に合流する河川として、稲倉川、京上川及び天神川がみられる。</li> </ul>
生態系	<p><b>【陸生動物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類は、市街地や里山環境を生息地とするアブラコウモリ、ニホンノウサギ、タヌキ及びキツネ、山林環境を生息地とするテン及びニホンリス等が確認されている。</li> <li>・鳥類は、市街地や里山環境を生息地とするムクドリ、セグロセキレイ及びホオジロ、樫井川やため池等の水場を採餌地とするサギ類、コガモ及びカワセミ、山林環境を生息地とするメジロ、アカゲラ、ヤマガラ及びキビタキ等が確認されている。</li> <li>・爬虫類は、水田や里山環境を生息地とするイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホンヤモリ、ヤマカガシ、シロマダラ及びヒバカリ等が確認されている。</li> <li>・両生類は、水田や里山環境を生息地とするアカハライモリ、ヌマガエル及びニホンアマガエル、山地の水辺や林床環境を生息地とするヤマトサンショウウオ、ニホンヒキガエル及びカジカガエル等が確認されている。</li> <li>・昆虫類は、里山環境を生息地とするアブラゼミ、クマゼミ、アオスジアゲハ及びツマグロヒョウモン等が確認されている。</li> <li>・以上のように、陸生動物は北部の平野・台地部に広がる里山環境、南部の和泉山脈の山麓に広がる山林環境を主な生息地としている。</li> </ul> <p><b>【陸生植物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺は和泉山脈北部の山麓地であり、モチツツジ・アカマツ群集、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が分布する。また、対象事業実施区域北部の平地・台地には樹林地はみられず水田雑草群落や畑雑草群落が広く分布し、沿岸部に向かうにつれ市街地が多く分布する。</li> <li>・植物相は、対象事業実施区域周辺において、湿地や溜池などに生育するサワヒヨドリ、オギノツメ、ヒメシロネ及びミズハコベ、樹林地や山麓に生育するササユリ、ノシラン及びフモトシダ、周辺における木本類としてミミズバイ、マンリョウ、ヤマモモ、ヤブニッケイ、トベラ及びクロガネモチ等が確認されている。</li> </ul>

項目	概要
生態系	<p><b>【淡水生物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類は、対象事業実施区域周辺の樫井川全域において、フナ属、オイカワ、カワムツ、モツゴ、タモロコ及びヨシノボリ属、下流域において、コイ、ミナミメダカ、タイリクバラタナゴ及びゴクラクハゼ、上流域においてタカハヤ、ドンコ及びツチフキ等が確認されている。</li> <li>・底生動物は、対象事業実施区域周辺の樫井川等において、貝類はカワニナ及びサカマキガイ、甲殻類はヒラテテナガエビ及びアメリカザリガニ、水生昆虫はカゲロウ目、トンボ目、カワゲラ目、トビケラ目、ハエ目及びコウチュウ目等が確認されている。</li> <li>・以上のように、対象事業実施区域周辺を流下する樫井川は、感潮域を含まない下流域～中流域は河床勾配が1/1000～1/350程度、河床材料がシルト質砂、砂が中心であり、上流域は河床勾配が1/350～1/50程度、河床材料が岩や礫が中心であり、全体として比較的緩やかな流れに生息する淡水生物が確認されている。</li> </ul> <p><b>【注目すべき種】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注目すべき種の整理に当たっては、「大阪府レッドリスト2014」（平成26年、大阪府）において泉南地域を標本記録地としている注目すべき種について整理を行い、里山環境やシヤマツを主とした山林環境において、哺乳類のアナグマ（準絶滅危惧）、キツネ（絶滅危惧Ⅰ類）、鳥類のイカルチドリ（絶滅危惧Ⅱ類）、センダイムシクイ（準絶滅危惧）、両生類のヤマトサンショウウオ（絶滅危惧Ⅰ類）、昆虫類のヒメサナエ（準絶滅危惧）、植物のコバノヒルムシロ（絶滅危惧Ⅰ類）等が確認されている。また、樫井川において、魚類のツチフキ（絶滅危惧Ⅰ類）、ミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類）等が確認されている。</li> </ul> <p><b>【注目すべき生態系】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺は、「大阪府レッドリスト2014」（平成26年、大阪府）において希少な野生動植物が生息・生育し、種の多様性が高い地域である生物多様性ホットスポットとして「泉州ため池群」が選定されている。</li> </ul>
人と自然との 触れ合いの 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、大井関公園、泉佐野丘陵緑地及びハイキングルートなどが存在する。</li> </ul>
自然景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺における自然景観資源として、国定公園に指定される金剛生駒紀泉国定公園、大阪府立公園に指定される泉佐野丘陵緑地、大阪みどりの百選に指定される大井関公園及び稲倉池、その他にも水源の森百選にも併せて選ばれている永楽ダムと桜の道が存在する。</li> </ul>

#### 4. 4 歴史的・文化的環境

項目	概要
文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺の文化財は、国指定史跡の日根荘遺跡や国宝建造物の慈眼院多宝塔、国指定重要文化財の慈眼院金堂等、日根荘由来の文化財が多く存在している。</li> <li>・対象事業実施区域周辺の埋蔵文化財は、対象事業実施区域内には梨谷遺跡、近傍には向井山遺跡、母山近世墓地、母山遺跡、西ノ上遺跡等が存在している。</li> </ul>
歴史的・文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺における重要文化的景観として、鎌倉時代から戦国時代にかけて、九条家の領地である「日根荘」が存在し、現在においても関係する文化財となる16の史跡、当時から受け継がれる大木の農村景観である「日根荘大木の農村景観」が選定されている。</li> </ul>

#### 4. 5 気候変動適応等

項目	概要
洪水・内水氾濫	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域は浸水想定区域に指定されていない。</li> <li>「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」において示されている、基準年と将来（21世紀末頃）の最大日降水量の予測結果によると、対象事業実施区域周辺の将来の最大日降水量は、基準年より20～40mm程度多くなると予測されている。</li> </ul>
高潮・高波	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺は海岸から離れているため、高潮・高波の被害を受ける区域ではない。</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺には土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が指定されている。</li> <li>対象事業実施区域周辺の将来の最大日降水量は、基準年より20～40mm程度多くなると予測されている。</li> </ul>
暑熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府では、前計画である「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」で設定した優先対策地域を中心に熱環境マップを作成しているが、協議市町に関係市町は含まれていない。</li> <li>A-PLATに示されている気候モデルによる、基準年と将来（21世紀末頃）の日平均気温の予測結果によると、対象事業実施区域周辺の将来の日平均気温は、基準年より上昇すると予測されている。</li> </ul>
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域は、南海トラフ大地震の震度6弱の地域、中央構造線断層帯地震の震度6強の地域として示されている。</li> <li>対象事業実施区域の液状化の危険度は、南海トラフ巨大地震で危険度なし、中央構造線断層帯地震で危険度なしと一部中程度の地域が示されている。</li> </ul>
津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺は海岸沿い等で津波の被害を受ける区域ではない。</li> </ul>

## 5 環境影響要因及び環境影響評価の項目

### 5. 1 環境影響要因

対象事業及び土地区画整理事業の実施に伴い表5. 1-1に示す環境影響要因が想定される。

表5. 1-1 事業の実施に伴う環境影響要因

区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
施設等の存在	施設等の存在	・対象事業及び土地区画整理事業の建物及び煙突により自然景観及び歴史的・文化的景観変化の影響が考えられる。
施設の供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い、煙突から大気汚染物質、臭気物質及び温室効果ガスが排出される。</li> <li>・エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い、騒音、振動及び低周波音が発生する。</li> <li>・エネルギー回収推進施設等の稼働に伴いごみピット等から臭気物質が発生する。</li> <li>・エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。</li> <li>・エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い、廃棄物が発生する。</li> <li>・エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い、地震の影響が考えられる。</li> </ul>
	施設関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴い、大気汚染物質及び温室効果ガスが排出される。</li> <li>・対象施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴い、騒音及び振動が発生する。</li> <li>・対象施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。</li> <li>・対象施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境が変化する可能性がある。</li> </ul>
工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴い、大気汚染物質及び温室効果ガスが排出される。</li> <li>・建設機械の稼働に伴い、騒音及び振動が発生する。</li> <li>・建設機械の稼働に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。</li> <li>・対象事業の建設工事に伴い、廃棄物、発生土が発生する可能性がある。</li> </ul>
	工事関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関連車両の走行に伴い、大気汚染物質及び温室効果ガスが排出される。</li> <li>・工事関連車両の走行に伴い、騒音及び振動が発生する。</li> <li>・工事関連車両の走行に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。</li> <li>・工事関連車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境が変化する可能性がある。</li> </ul>
土地区画整理事業	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事により粉じんが発生する。</li> <li>・造成工事ヤードから濁水が発生する。</li> <li>・造成工事における発破掘削に伴い、騒音、振動、低周波が発生する。</li> <li>・造成工事に伴い、陸生動物、陸生植物、淡水生物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。</li> <li>・造成工事により、埋蔵文化財が改変される可能性がある。</li> </ul>

## 5. 2 環境影響評価の項目の抽出

環境影響評価の項目は、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針 令和5年4月 大阪府」（以下「技術指針」という。）を踏まえ、対象事業及び土地区画整理事業の「施設等の存在」、「施設の供用」「工事の実施」及び「土地区画整理事業」のそれぞれにおける環境影響要因と環境項目の組合せにより選定した。選定した環境影響評価の項目について、環境影響要因と環境影響評価項目の関係及び環境影響評価項目を選定した理由又は選定しなかった理由を表5. 2-1に示す。

表5. 2-1 (1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						選定した理由又は選定しなかった理由
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施		土地区画整理事業	
			施設の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行		
大気質	環境基準設定項目	二酸化硫黄	○					施設の供用時に、エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い硫黄酸化物が排出されることから選定した。工事の実施中に、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴う排出ガス、施設の供用時に、施設関連車両の走行に伴う排出ガスが排出されるが、燃料に含まれる硫黄分、排出ガス中に含まれている二酸化硫黄も少なく、大気質への影響は想定されないことから選定しなかった。
		一酸化炭素						一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車の性能改善により、全国的に環境基準は達成されている状況であるため選定しなかった。また、エネルギー回収推進施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことから選定しなかった。
		浮遊粒子状物質	○	◎	○	○		施設の供用時のエネルギー回収推進施設等の稼働及び対象事業及び土地区画整理事業の施設関連車両の走行に伴い浮遊粒子状物質・二酸化窒素が排出されるため、選定した。
		二酸化窒素	○	◎	○	○		また、対象事業の工事の実施時には、建設工事の稼働や工事関連車両の走行に伴い浮遊粒子状物質・二酸化窒素が排出される。これらの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質・二酸化窒素による大気質への影響を検討するため選定した。

備考) ○：対象事業の環境影響を予測評価する項目

△：造成工事又は土地区画整理事業の環境影響を予測評価する項目

◎：対象事業と造成工事又は土地区画整理事業の複合影響を予測評価する項目

表5. 2-1 (2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容					選定した理由又は選定しなかった理由	
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施			土地 区画 整理 事業
			施設の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行		
大気質	環境基準設定項目	光化学オキシダント						光化学オキシダントは揮発性有機化合物(VOC)と窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、対象事業によって直接排出される物質ではないことから選定しなかった。なお、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物は、ごみ焼却施設において高温(850℃以上)で燃焼することにより分解され、発生は殆どないと考えられる。窒素酸化物は、二酸化窒素の項において選定した。
		ベンゼン						エネルギー回収推進施設等の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれない。また、自動車の燃料であるガソリン中に含まれるベンゼンは非常に少ないことから選定しなかった。
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン						エネルギー回収推進施設等の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことから選定しなかった。
		ダイオキシン類	○					施設の供用時に、エネルギー回収推進施設等の稼働に伴いダイオキシン類が排出されることから選定した。
		微小粒子状物質						微小粒子状物質は、工場等の人為的な発生源から粒子として排出される一次粒子に加えて、大気中での光化学反応等によりガス成分から生成される二次粒子がある。 現在、国等により生成・反応メカニズムについて研究が進められているが、発生源が多岐に渡り、生成・反応メカニズムが複雑であり、予測手法は確立されていない。以上のことから、事業による寄与分を算定することは困難であり、予測・評価項目として選定しなかった。なお、対象事業では集塵装置により排出ガス中の微小粒子状物質の排出量を低減する計画としている。
	その他	塩化水素	○					施設の供用時に、エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い塩化水素が排出されることから選定した。
		水銀	○					施設の供用時に、エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い水銀が排出されることから選定した。
		粉じん					△	造成工事の実施による粉じんの影響が考えられるため選定した。

備考) ○：対象事業の環境影響を予測評価する項目

△：造成工事又は土地区画整理事業の環境影響を予測評価する項目

◎：対象事業と造成工事又は土地区画整理事業の複合影響を予測評価する項目

表5. 2-1 (3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容					選定した理由又は選定しなかった理由	
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施			土地 区画 整理 事業
			施設の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行		造成工事
水質 底質	生活環境項目							排水については公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しなかった。
	健康項目							
	特殊項目							
	その他 (水の濁り)						△	
地下水	生活環境項目							排水については公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。また、対象事業で汚染物質が漏洩する可能性はないことから選定しない。
	健康項目							
	その他							
騒音	騒音		○	◎	○	○	△	施設の供用時に、エネルギー回収推進施設等の稼働、対象事業及び土地区画整理事業の施設関連車両の走行に伴い騒音及び振動が、対象事業の工事実施時には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、騒音及び振動が発生することから選定した。造成工事における発破掘削に伴い、騒音、振動が発生するため選定した。
振動	振動		○	◎	○	○	△	
低周波音	低周波音		○				△	施設の供用時に、エネルギー回収推進施設等の稼働により低周波音が発生することから選定した。造成工事における発破掘削に伴い、低周波音が発生するため選定した。
悪臭	悪臭		○					エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い煙突排出ガス及びごみピットからの漏洩臭気による影響が考えられることから選定した。
地盤沈下	地盤沈下							エネルギー回収推進施設等の稼働時は地下水の汲み上げの可能性はあるが、対象事業実施区域は花崗岩質の丘陵地であり地盤沈下の懸念がないため選定しなかった。
土壌汚染	土壌汚染							土壌汚染の発生源の存在は履歴調査において確認されていないため選定しなかった。
日照障害	日照障害							高さ 59m 以下の煙突を設置する計画であるが、対象事業実施区域と最寄りの保全対象の位置関係から、周辺への日照障害の影響は想定されないことから選定しなかった。
電波障害	テレビ電波障害							送信所と対象事業実施区域の位置関係から、周辺集落へのテレビ電波障害は想定されないことから選定しなかった。

備考) ○：対象事業の環境影響を予測評価する項目

△：造成工事又は土地区画整理事業の環境影響を予測評価する項目

◎：対象事業と造成工事又は土地区画整理事業の複合影響を予測評価する項目

表5. 2-1(4) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容					選定した理由又は選定しなかった理由		
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施			土地 区画 整理 事業	
			施設の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行			造成工事
気象	風向・風速						対象事業においては、局地気象に大きな変化を及ぼすような地形の改変及び高層構造の建築物はないことから選定しなかった。		
	気温								
地象	地形、地質、土質						対象事業においては保護上重要な地形への影響はないことから選定しなかった。		
水象	河川水象						対象事業においては河川・湖沼・海域の水象に影響はないことから選定しなかった。		
	湖沼水象								
	海域水象								
陸域生態系	陸生動物		○	◎	○	○	△	エネルギー回収推進施設等の稼働、対象事業及び土地区画整理事業関連車両の走行、建設機械の稼働、工事関連車両の走行及び造成工事によって周辺の陸生動物の生息環境が変化する可能性があることから選定した。	
	陸生植物							△	造成工事の実施により、陸生植物、淡水生物の生息及び生育環境が変化する可能性があることから選定した。
	淡水生物							△	
	陸域生態系		○	◎	○	○		△	エネルギー回収推進施設等の稼働、対象事業及び土地区画整理事業関連車両の走行、建設機械の稼働、工事関連車両の走行及び造成工事によって周辺の陸域生態系が変化する可能性があることから選定した。
海域生態系	海域生物							排水については公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であるため、海域生物及び海域生態系に影響はないことから選定しなかった。	
	海域生態系								

備考) ○：対象事業の環境影響を予測評価する項目

△：造成工事又は土地区画整理事業の環境影響を予測評価する項目

◎：対象事業と造成工事又は土地区画整理事業の複合影響を予測評価する項目

表5. 2-1 (5) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						選定した理由又は選定しなかった理由
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施		土地 区画 整理 事業	
			施設の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	造成工事	
人と自然との 触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場			◎		○		対象事業実施区域周辺には、泉佐野丘陵緑地やハイキングルートがあり、対象事業及び土地区画整理事業の関連車両及び工事関連車両はこれらの活動の場の周辺の道路を走行することから選定した。
景観	自然景観	◎						対象事業及び土地区画整理事業の施設等の存在により自然景観、歴史的・文化的景観が変化する可能性があるため選定した。
	歴史的・文化的景観	◎						
	都市景観							
文化財	指定文化財等							対象事業実施区域には指定文化財等は存在しないため選定しなかった。
	埋蔵文化財						△	造成工事により、埋蔵文化財が改変される可能性があるため選定した。
廃棄物、 発生土	一般廃棄物		○		○			施設の供用に伴い一般廃棄物及び産業廃棄物が発生することから選定した。工事の実施に伴い一般廃棄物及び建設廃材等の産業廃棄物、残土が発生する可能性があることから選定した。
	産業廃棄物		○		○			
	発生土				○			
地球環境	地球温暖化		○	◎	○	○		エネルギー回収推進施設等の稼働、対象事業及び土地区画整理事業の施設関連車両の走行、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴い温室効果ガスが排出されることから選定した。
	オゾン層破壊							オゾン層破壊物質は対象事業から排出しないことから選定しなかった。

備考) ○：対象事業の環境影響を予測評価する項目

△：造成工事又は土地区画整理事業の環境影響を予測評価する項目

◎：対象事業と造成工事又は土地区画整理事業の複合影響を予測評価する項目

表5. 2-1(6) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						選定した理由又は選定しなかった理由
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施		土地 区画 整理 事業	
			施設の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	造成工事	
気候変動 適応等	洪水・内水氾濫							対象事業実施区域には浸水想定区域が存在しないため選定しなかった。
	高潮・高波							対象事業実施区域では高潮・高波に起因する浸水は想定されないため選定しなかった。
	土砂災害							対象事業実施区域には土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は存在しないため選定しなかった。
	暑熱							対象事業実施区域には「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」で設定された優先対象地域は含まれていないため選定しなかった。
	地震		○					対象事業実施区域は、中央構造線断層帯地震の震度6強の地域と示され、液状化危険度は一部に中程度の地域が含まれるため、エネルギー回収推進施設等の稼働に伴い地震による影響が考えられるため選定した。
	津波							対象事業実施区域では津波に起因する浸水は想定されないため選定しなかった。

備考) ○：対象事業の環境影響を予測評価する項目

△：造成工事又は土地区画整理事業の環境影響を予測評価する項目

◎：対象事業と造成工事又は土地区画整理事業の複合影響を予測評価する項目

## 6 調査、予測及び評価の手法

### 6. 1 現況調査

「5. 環境影響要因及び環境影響評価の項目」で抽出した環境影響評価の項目について、現況把握を行うものとした。調査の方法は既存資料の収集及び現地調査とし、調査の内容は表6. 1-1に示すとおりである。

表6. 1-1 (1) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	左記の選定理由	
大気質						
既存資料調査	大気汚染物質の濃度、粉じんの状況、気象の状況	対象事業実施区域周辺	過去5年間	「大阪府環境白書」(大阪府)等	対象事業実施区域周辺の環境濃度を把握するため、既存データを収集した。	
現地調査	環境基準設定項目 (一般環境)	二酸化硫黄	対象事業実施区域周辺 4地点 測定高さ 二酸化硫黄:1.5m 窒素酸化物:1.5m 浮遊粒子状物質:3m	4季(7日/季) (1時間値)	煙突の排ガスが拡散する可能性のある1.5km範囲に位置する周辺集落等の一般環境を把握するために、近傍の集落や福祉施設等において、季節変動を考慮し、4季調査を行った。	
		窒素酸化物 (NO、NO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> )				「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠
		浮遊粒子状物質				「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法に準拠
		ダイオキシン類		「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠		
	その他項目 (一般環境)	塩化水素	対象事業実施区域周辺 4地点 測定高さ ダイオキシン類:1.2m 塩化水素、水銀:1.5m	4季(1回/季) (7日間値/1回)	「ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル」に準拠	
		水銀			「大気汚染物質測定法指針」に定める方法に準拠	
	環境基準設定項目 (沿道環境)	窒素酸化物 (NO、NO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> )	走行車両の主要な走行ルート:3地点 測定高さ 窒素酸化物:1.5m 浮遊粒子状物質:3m	4季(7日/季) (1時間値)	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に準拠	施設関連車両及び工事関連車両の主要な走行ルートの現況の状況を把握するため、主な走行ルートにおいて、季節変動を考慮し、4季調査を行った。
		浮遊粒子状物質			「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠	
	気象	地上	風向風速	対象事業実施区域周辺:1地点 測定高さ 風向風速:約10m 日射量:約3m 放射収支量、気温及び湿度:1.5m	通年連続 (毎時:10分間値)	大気質の現況解析及び大気拡散予測を行う上で必要なデータとなるため、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。調査は通年連続測定とした。
			日射量			
放射収支量			通年連続 (毎正時値)			
気温湿度						
上層	上層風	対象事業実施区域周辺:1地点 高度400mまで	通年連続 (毎時:10分間値)	ドップラーライダー	排ガスが拡散する高度付近の風向風速の状況について年間を通じて詳細に測定するために、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。調査は通年連続測定とした。	
高層	風向風速 気温	対象事業実施区域周辺:1地点 測定高さ:地上~1000m、50m毎	4季(7日/季) (8回/日:3時間毎)	「高層気象観測指針」に準拠	排ガスが拡散する高度付近の気象条件及び逆転層等の特殊気象条件の出現状況を把握するため、対象事業実施区域の近傍において、季節変動を考慮し、4季調査を行った。	

表6. 1-1 (2) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
水質					
既存資料調査	水質の状況	樫井川	最新の年度	「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府ホームページ)等	水質の状況を把握するため、既存データを収集した。
現地調査	河川水質	浮遊物質量(SS)	土地区画整理事業予定区域からの放流河川(京上川)及び下流河川(樫井川)の合流前後の3地点	既存観測データからの推定及び降雨時1回(3回採水/1降雨)	「水質汚濁に係る環境基準について」(付表9)に定める方法に準拠
		濁度			
		流量			
沈降試験	土質粒度試験 土壌沈降試験	土地区画整理事業予定区域内	—	既存土質試験結果による推定	造成工事中に流出する土砂の特性を把握するため、近年実施した既存土質試験結果を収集した。
騒音					
既存資料調査	騒音の状況	対象事業実施区域周辺、施設関連車両及び工事関連車両の走行ルート	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	環境騒音及び道路交通騒音の状況を把握するため、既存データを収集した。
現地調査	環境騒音	対象事業実施区域周辺：2地点 測定高さ：1.2m	平日、休日各1回 (24時間連続)	「騒音に係る環境基準について」に定める方法に準拠	エネルギー回収推進施設と保全対象は300m程度以上離れるため、騒音の影響は大きくないと考えられるが、周辺の環境変化を確実に把握するために、最寄り集落や福祉施設において調査を実施した。調査は、1年を通じた環境騒音の平均的な状況を適切に把握できる日に、平日と休日の各1回調査を行った。
		土地区画整理事業予定区域周辺：1地点	平日1回 (24時間連続)		造成工事における発破掘削による影響を把握するため、事業予定区域に近い家屋において現況調査を行った。
	道路交通騒音	走行車両の主要な走行ルート：3地点 測定高さ：1.2m	平日、休日各1回 (24時間連続)	「騒音に係る環境基準について」に定める方法に準拠	対象事業及び土地区画整理事業の施設関連車両及び工事関連車両の主要な走行ルートの現況を把握するため、主要な走行ルートの現況の道路交通騒音を把握した。交通量が通常と異なる時期を避けて、平日と休日の各1回調査を行った。
	交通量、走行速度			調査員もしくはビデオカメラ撮影による交通量の計測	

表 6. 1-1 (3) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
振動					
既存資料調査	振動の状況	対象事業実施区域周辺、 施設関連車両及び工事関連車両の走行ルート	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	一般環境中の振動、道路交通振動の状況を把握するため、既存データを収集した。
現地調査	環境振動	対象事業実施区域周辺： 2地点 測定高さ：地盤高	平日、休日各1回 (24時間連続)	「振動規制法施行規則」に定める方法に準拠	エネルギー回収推進施設と保全対象は300m程度以上離れるため、騒音の影響は大きくないと考えられるが、周辺の環境変化を確実に把握するために、最寄り集落や福祉施設において調査を実施した。 振動の状況を適切に把握できる日に、平日と休日の各1回調査を行った。
		土地区画整理事業予定区域周辺：1地点	平日1回 (24時間連続)		造成工事における発破掘削による影響を把握するため、事業予定区域に近い家屋において現況調査を行った。
	道路交通振動	走行車両の主要な走行ルート：3地点 測定高さ：地盤高	平日、休日各1回 (24時間連続)	「振動規制法施行規則」に定める方法に準拠	対象事業及び土地区画整理事業の施設関連車両及び工事関連車両の主要な走行ルートの現況の状況を把握するため、現況の道路交通振動を把握した。交通量が通常と異なる時期を避けて、平日と休日の各1回調査を行った。
	地盤卓越振動数		1回 (大型車10台測定)	振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を分析	
低周波音					
既存資料調査	低周波音の状況	対象事業実施区域周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)	低周波音の状況を把握するため、既存データを収集する。
現地調査	低周波音の音圧レベル	対象事業実施区域周辺： 2地点 既存施設の敷地境界： 2地点 測定高さ：1.2m	対象事業実施区域周辺： 平日、休日各1回 (24時間連続) 既存施設の敷地境界： 稼働日1回(24時間連続)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠	既存施設の設備から発生する低周波音の把握及び対象事業実施区域の最寄り集落や福祉施設の現況を把握するために調査を実施した。 低周波音の実態を把握し得る日(対象事業実施区域周辺：平日と休日の各1回、既存施設の敷地境界：稼働日1回)に調査を行った。
		土地区画整理事業予定区域周辺：1地点	平日1回 (24時間連続)		造成工事における発破掘削による影響を把握するため、事業予定区域に近い家屋において現況調査を行った。
悪臭					
既存資料調査	悪臭の状況	対象事業実施区域周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	悪臭の状況を把握するため、既存データを収集する。
現地調査	臭気指数	対象事業実施区域内：1地点、 対象事業実施区域周辺：4地点、 既存施設：2地点 測定高さ：1.2m	夏季の1日 (1回/日)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に準拠	煙突の排ガスが拡散する可能性のある1.5km範囲に位置する周辺集落等の一般環境や事業地内の一般環境を把握するために、近隣の集落や福祉施設等において調査を実施した。 また、類似事例として既存施設の官民境界で測定する。 調査は、悪臭が感じられやすい夏季とした。

表 6. 1-1 (4) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由	
陸域生態系						
既存資料調査	動植物の状況等	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	入手可能な最新資料	「大阪府レッドリスト」(大阪府)等	動植物の状況を把握するため、既存データを収集した。	
現地調査	哺乳類	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	4季(春・夏・秋・冬)	フィールドサイン法	哺乳類の生息状況を把握するため、フィールドサイン法及びトラップ調査法(シャーマントラップ法、カメラトラップ法等)による調査を4季行った。	
		対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup> : 4地点	4季(春・夏・秋・冬)	トラップ調査法		
		対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	3季(春・夏・秋)	コウモリ類調査(夜間調査)		コウモリ類の生息可能性のある樹林地等について、夜間調査を行った。
		鳥類	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup> : 2ルート	4季(春・初夏・秋・冬)	ラインセンサス法	鳥類の生息状況を把握するため、ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査を行った。調査時期は時期によって異なる鳥類相を把握するために4季とした。
			対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup> : 2地点	4季(春・初夏・秋・冬)	ポイントセンサス法	
		猛禽類	対象事業実施区域及び周辺約2km	1回(秋～冬)	営巣木踏査	対象事業実施区域周辺には樹林や耕作地が分布しており、猛禽類が生息している可能性があるため、営巣木踏査及び猛禽類の繁殖期調査を行った。また、フクロウ類の生息可能性のある樹林地等について、夜間調査(踏査による姿や鳴き声の確認)を行った。
	1営巣期目: 7回 2営巣期目: 5回(早春～夏)			定点観察法		
	5回(早春～夏)			フクロウ類調査(夜間調査)		
	両生類 爬虫類	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	4季(早春・春・夏・秋)	直接観察法	両生類・爬虫類の生息状況を把握するため、直接観察法による調査を4季行った。	
	昆虫類	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	3季(春・夏・秋)	任意採取法	昆虫類の生息状況を把握するため、任意採取法による調査を昆虫類の活動時期である春～秋にかけて調査を3季行った。また、ホタル類の生息可能性のある水域や樹林地等について、夜間調査(踏査による姿の確認)を1回行った。	
		対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup> : 4地点	3季(春・夏・秋)	ライトトラップ法		
		対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup> : 4地点	3季(春・夏・秋)	ベイトトラップ法		
		対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	1回(初夏)	ホタル類調査(夜間調査)		
陸産貝類	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	2季(春・秋)	直接観察法	陸産貝類の生息状況を把握するため、直接観察法による調査を2季行った。		
陸生植物	植物相	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup>	4季(早春・春・夏・秋)	目視観察法	生態系の基盤となる陸生植物の現状を把握するため、調査を行った。調査時期は植物の確認の時期として適さない冬季を除く時期とした。	
	植生	対象事業実施区域周辺 <sup>注)</sup> 対象事業実施区域及び周辺約1km(植生図)	1回(春～秋)	植物社会学的調査法		

注) 調査範囲は土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺約200mから300mの範囲とした。

表 6. 1-1 (5) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由	
現地調査	淡水生物	魚類	対象事業実施区域周辺 河川：2地点 ため池：6地点 <sup>注</sup>	4季 (春・夏・秋・冬)	任意採取法 目視観察法	周辺の河川及びため池における魚類の生息状況を把握するため、任意採取法及び目視観察法による調査を4季行った。
		底生動物	対象事業実施区域周辺 河川：2地点 ため池：6地点 <sup>注</sup>	2季(早春・初夏)	任意採取法 コドラート法	周辺の河川及びため池における底生動物の生息状況を把握するため、任意採取法及びコドラート法による調査を2季行った。
	陸域生態系	陸域生態系	陸生動物植物、淡水生物の調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の観点から複数種を選定し群集の構造、移動経路、食物連鎖の状況について解析する。			陸域生態系の現状を把握するため、生態系の上位性、典型性、特殊性の観点から解析した。
人と自然との触れ合いの活動の場						
既存資料調査	活動の場の所在	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺	入手可能な最新資料	市のパンフレット等 (P4-133の出典参考)	対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料を収集した。	
現地調査	活動の場の利用状況	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺2地点 ・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート	4季(1回/季)	カウントや聞き取りによる方法等により活動の場の利用人数、利用形態、移動手段を調査する。	泉佐野丘陵緑地及びハイキングルートの利用者が施設関連車両の走行ルートを利用する可能性があるため、その状況を把握するために、調査を実施した。	
景観						
既存資料調査	自然景観、歴史的・文化的景観の状況	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺の主要な眺望地点	入手可能な最新資料	「大阪府環境白書」(大阪府)や既存資料(P4-135の出典参照)	対象事業実施区域周辺の眺望地点の状況を把握するため、既存資料を収集した。	
現地調査	自然景観、歴史的・文化的景観	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺9地点 ・母山集落 ・泉佐野丘陵緑地 ・大井関公園 ・ハイキングルート ・雨山神社 ・檀波羅公園 ・和田山 ・阪和自動車道 ・関西空港自動車道	4季(1回/季)	写真撮影	対象事業実施区域若しくはエネルギー回収推進施設及び土地区画整理事業関連施設が眺望できる可能性がある地点の施設完成後の変化を把握するため、対象事業実施区域周辺の代表的な住宅地、公園、高速道路の路線上等で調査を実施した。	
文化財						
既存資料調査	埋蔵文化財	土地区画整理事業予定区域内	入手可能な最新資料	「大阪府の文化財」(大阪府)等	土地区画整理事業予定区域内の埋蔵文化財の分布を把握するため、既存資料を収集した。	
廃棄物、発生土						
既存資料調査	廃棄物及び発生土の発生量	対象事業実施区域	入手可能な最新資料	・「大阪府の一般廃棄物」(大阪府) ・「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書」(大阪府) ・「建設副産物実態調査」(国土交通省)等	対象事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料を収集した。	

注)ただし、うち3地点は移植候補地の検討のために設定した地点である。

表6. 1-1(6) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・ 頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
地球環境					
既存 資料 調査	温室効果ガス等の発 生に係る活動量	対象事業実施区域	入手可能な最新資 料	・「大阪府環境白書」(大阪 府)等	対象事業計画地周辺における温室効 果ガスの削減状況を把握するため既 存資料を収集した。
地震					
既存 資料 調査	地震の状況	対象事業実施区域周辺	最新の年度	・南海トラフ巨大地震の被 害想定 ・中央構造線断層帯地震の 被害想定	地震の状況を把握するため、既存デー タを収集した。

## 6. 2 影響予測

本事業が環境に及ぼす影響を予測する項目、方法、対象とする地域及び対象とする時期は、施設等の存在及び供用時については表6. 2-1に、工事の実施時については表6. 2-2に示すとおりとする。なお、環境影響の予測に当たっては、環境保全対策の実施による環境影響の軽減効果についても考慮しつつ、環境への影響を過小に予測しないよう、かつ、可能な限り定量的な予測を行うよう適切な方法を活用して行うこととする。

表6. 2-1 (1) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（施設等の存在・供用時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
大気質					
煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	(年平均値) 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行い、周辺地域での寄与濃度及び環境濃度を予測する。  (1時間値) 一般的な気象条件として比較的高濃度が生じやすい気象条件時、年間出現頻度が最も高い気象条件時を設定し、寄与濃度と環境濃度を予測する。 特殊気象条件として、上層逆転層出現時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ出現時について、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」等により、計算を行い、寄与濃度及び環境濃度を予測する。	煙突排出ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。  対象事業実施区域周辺	施設の稼働が最大になる時期
	水銀、ダイオキシン類	年平均濃度			
施設及び土地区画整理事業関連車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	車両排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。  施設及び土地区画整理事業関連車両の主要走行ルート沿道	

表6. 2-1 (2) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（施設等の存在・供用時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
騒音					
施設の稼働に伴う施設騒音	施設稼働騒音	騒音の伝搬計算式による数値計算	施設騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近傍の住宅地	施設の稼働が最大になる時期
施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴う道路交通騒音	道路交通騒音	日本音響学会による道路交通騒音予測式(ASJRTN-Model2018)	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	施設及び土地区画整理事業関連車両の主要走行ルート沿道	
振動					
施設の稼働に伴う施設振動	施設稼働振動	振動の伝搬計算式による数値計算	施設振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近傍の住宅地	施設の稼働が最大になる時期
施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴う道路交通振動	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	施設及び土地区画整理事業関連車両の主要走行ルート沿道	
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音	低周波音の音圧レベル	距離減衰による数値計算	低周波音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近傍の住宅地	施設の稼働が最大になる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	既存類似例による定性的予測	悪臭の漏洩の予測に一般的に用いられている定性的な手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界	施設の稼働が最大になる時期
煙突からの悪臭物質の排出	臭気指数	「煙突排出ガスの予測方法」で示した大気拡散計算に、評価時間の補正及び悪臭防止法施行規則第6条の2に示された物質濃度から臭気指数への修正を加える方法	臭気指数予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	
陸域生態系					
施設の稼働、施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴う生息・生育環境の変化	陸生動物の生息・生育環境、陸域生態系の変化の程度	陸生動物・陸域生態系に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献などを参考にして予測する方法	施設の稼働、施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴う陸生動物の生息・生育環境、陸域生態系の変化を予測できる手法を採用した。	対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定区域周辺	施設の稼働が最大になる時期
人と自然との触れ合いの活動の場					
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	利用環境の変化の程度	類似事例等に基づく推定	人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート	施設の完成時期

表6. 2-1 (3) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（施設等の存在・供用時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の 選定理由	予測地域・ 地点	予測対象 時期
景観					
施設及び土地区画整理事業関連施設の存在に伴う自然景観及び歴史的・文化的景観の変化	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュの作成	視覚的にその変化を把握しやすい手法とした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母山集落</li> <li>・泉佐野丘陵緑地</li> <li>・大井関公園</li> <li>・ハイキングルート</li> <li>・雨山神社</li> <li>・檀波羅公園</li> <li>・和田山</li> <li>・阪和自動車道路上</li> <li>・関西空港自動車道路上</li> </ul>	施設の完成時期
廃棄物、発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量等	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	廃棄物の予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	施設の稼働が最大になる時期
地球環境					
施設の稼働、施設及び土地区画整理事業関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	温室効果ガスの予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定区域	施設の稼働が最大になる時期
地震					
施設の稼働に伴う地震による変化	地震に起因する化学物質等の漏えいの発生リスクの程度	対象事業の種類、規模及び環境保全対策を考慮し、既存資料を参考にして推定する方法	地震の予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	対象事業が完了し施設の利用が最大となる時期

表6. 2-2 (1) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（工事の実施時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
大気質					
建設機械排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	建設機械排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域周辺
工事関連車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	車両排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道
粉じん	降下ばいじん(1ヶ月間値)	気象庁のビューフォート風力階級表に基づく粉じんの巻き上がり頻度を予測する方法	粉じんの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	造成工事予定区域周辺	造成工事期間中で大気汚染物質の排出量が最大となる年次
水質					
水質(浮遊物質)	造成工事中の計画地からの濁水放流濃度	類似事例等に基づく推定	濁水の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	濁水の放流河川下流(京上川及び壱井川)	造成工事期間中で濁水の発生が最大となる時期
騒音					
建設作業騒音	建設作業騒音	騒音の伝搬計算式による数値計算	建設作業騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界	工事による影響が最大になる時期
工事関連車両の走行に伴い発生する道路交通騒音	道路交通騒音	日本音響学会による道路交通騒音予測式(ASJRTN-Model2018)	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道	造成掘削工事による影響が最大になる時期
発破掘削に伴い発生する騒音	発破掘削騒音	騒音の伝搬計算式による数値計算	発破騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	造成工事予定区域周辺	造成掘削工事による影響が最大になる時期
振動					
建設作業振動	建設作業振動	振動の伝搬計算式による数値計算	建設作業振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界	工事による影響が最大になる時期
工事関連車両の走行に伴う道路交通振動	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道	造成掘削工事による影響が最大になる時期
発破掘削に伴い発生する振動	発破掘削振動	振動の伝搬計算式による数値計算	発破振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	造成工事予定区域周辺	造成掘削工事による影響が最大になる時期
低周波音					
発破掘削に伴い発生する低周波音	低周波音の音圧レベル	距離減衰による数値計算	発破による低周波音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	造成工事予定区域周辺	造成掘削工事による影響が最大になる時期

表6. 2-2 (2) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（工事の実施時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
陸域生態系					
建設機械の稼働、工事関連車両の走行及び造成工事に伴う生息・生育環境の変化	陸生動物の生息・生育環境、陸域生態系の変化の程度	陸生動物・陸域生態系に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献などを参考にして予測する方法	工事の実施、工事関連車両の走行及び造成工事に伴う陸生動物の生息・生育環境、陸域生態系の変化を予測できる手法を採用した。	対象事業実施区域及び造成工事予定区域周辺	工事期間中
造成工事に伴う生息・生育環境の変化	陸生植物・淡水生物の生息・生育環境の変化の程度	陸生植物・淡水生物に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献などを参考にして予測する方法	造成工事に伴う陸生植物・淡水生物の生息・生育環境の変化を予測できる手法を採用した。	対象事業実施区域及び造成工事予定区域周辺	工事期間中
人と自然との触れ合いの活動の場					
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	利用環境の変化の程度	類似事例等に基づく推定	人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート	工事期間中
文化財					
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	現況調査の結果及び対象事業等の計画内容を勘案して行う方法	改変の変化を予測できる手法とした	造成工事予定区域内	造成工事による影響が最大になる時期
廃棄物、発生土					
工事の実施に伴い発生する廃棄物、発生土	廃棄物の種類、発生量、再生利用量（自ら利用する量、外部委託量）、処理量及び最終処分量等	建設工事による廃棄物及び発生土量は既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	廃棄物の予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	工事期間中
地球環境					
建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	温室効果ガスの予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	工事による影響が最大になる時期

## 6. 3 評価

環境影響の予測結果を、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、本事業における評価の指針を表6. 3-1に示すとおり設定する。

表6. 3-1 評価の指針

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。
水質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等の規制に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③評価の参考値（エネルギー回収推進施設等の稼働に伴う低周波音：G特性音圧レベルが92 d B以下、土地区画整理事業の発破掘削工事による低周波音：低周波音圧レベルが130 d B以下）に適合するものであること。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。
陸域生態系	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める基準等に適合するものであること。
人と自然との 触れ合いの活 動の場	①人と自然との触れ合いの活動の場の保全又は整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国又は大阪府が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
景観	①景観形成について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本指針等、国、大阪府又は3市町が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大阪府景観条例及び泉佐野市都市景観条例等の指導基準に適合するものであること。
文化財	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に定める規制基準等に適合するものであること。
廃棄物、 発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画、大阪府地球温暖化対策実行計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
地震	①地震に起因する化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がされていること。